

第3次佐賀市環境基本計画  
素案  
(作業中)

令和6年10月



はじめに

市長メッセージ

## 目次

第1章 新たな計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画策定に関わる社会情勢の変化 .....	3
3 環境基本計画とは .....	5
第2章 佐賀市の概況と環境の現状.....	7
1 佐賀市の環境の状況と課題 .....	8
2 第2次環境基本計画の評価.....	19
3 市民・事業者の環境に関する意識と行動.....	21
第3章 佐賀市が目指す将来の環境の姿 .....	27
1 環境将来像.....	28
2 地域ごとの将来の姿 .....	29
3 2034年の佐賀市のイメージ .....	30
第4章 環境将来像の実現のための取組 .....	33
1 環境施策の体系 .....	34
2 環境施策の展開... ※基本目標2について審議 .....	36
3 環境将来像の実現に向けた市民・事業者の取組.....	61
第5章 計画の実効性を高める横断的推進.....	63
1 市民・企業等との協働体制 .....	64
2 人材育成・行動変容の促進 .....	65
3 推進体制と進行管理 .....	67

## 第1章 新たな計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市では、2008年(平成20年)3月に望ましい環境像として“守り、育み、未来につなぐトンボ飛び交うまちさが”を掲げ、「佐賀市環境基本計画」を策定しました。2010年(平成22年)2月には、本市の豊かな自然環境を未来のこどもたちに引き継いでいくために、市民や事業者、行政等が互いに連携・協力しながら、市全体で環境のまちづくりを進めていく「環境都市」を宣言しました。その後、2015年(平成27年)10月には「第2次佐賀市環境基本計画」を策定し、市民、事業者とともに良好な環境づくりに努めてきました。2020年(令和2年)10月には、「ゼロカーボンシティさがし」を表明し、2050年(令和32年)までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを実現することを宣言しました。

その一方で、近年では地球温暖化が原因と考えられる気候変動の深刻化や外来生物の侵入等による生物多様性の危機、プラスチックごみによる海洋生態系への被害など、環境問題が深刻化・多様化しています。国の「第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)」では、気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの世界的危機に直面しており、地球の環境収容力(プラネタリー・バウンダリー)を超えつつあると指摘しています。

本市においても、気候変動をはじめとする環境の変化により、有明海の養殖ノリの生産量が大幅に減少しています。また、市内をめぐる農業用水路(クリーク)には特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」が増殖し、在来生物や水辺環境に悪影響を及ぼしており、このままでは、本市を特徴づける環境が消失する恐れがあります。

今回、佐賀市環境基本計画の計画期間経過に伴い、深刻化・多様化する環境問題へ対応するため、新たにSDGsや脱炭素の視点を取り入れた「第3次佐賀市環境基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定し、社会情勢の変化に対応した環境保全等の施策を総合的かつ計画的に進めることにより、「第3次佐賀市総合計画」に示されている将来像“佐賀らしさでみんなが上を向くまち”の実現をめざします。

### ■ 近年の本市における環境の問題



水路に広がるナガノツルゲイトウ



佐賀駅前の浸水状況  
令和元年8月豪雨

## 2 計画策定に関わる社会情勢の変化

### 1. 脱炭素社会に向けた状況

2015年(平成27年)12月に採択された「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出を実質ゼロ(人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること)にすること」などを決定し、カーボンニュートラルの実現を目標に掲げました。これを受けて、日本政府は、2020年(令和2年)10月に、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

2024年(令和6年)5月に国で閣議決定された「第六次環境基本計画」では、人類の活動が地球の限界(環境収容力)を超えつつある危機的状況に直面しており、2030年ごろまでの選択が数千年先まで影響を及ぼす「勝負の10年」になるとして、経済社会システムの大きな変革が必要だとしています。

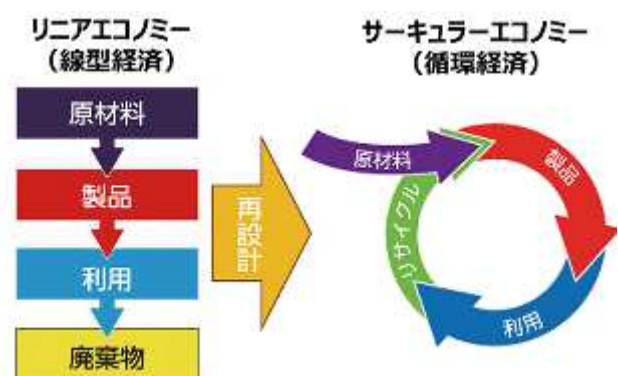
このような現状を踏まえ、『循環共生型社会』の構築を通じて国民一人ひとりの『ウェルビーイング／高い生活の質』を実現させ、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を目指しています。

そのためには、自然資本(環境)の維持・回復・充実や、市場の「環境価値」を活用した高付加価値化の制度づくりなど、「勝負の2030年」に向けて、脱炭素社会の構築に向けた取組が求められています。

### 2. 循環経済(サーキュラーエコノミー)

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、気候変動、天然資源の枯渇、生物多様性の破壊など様々な環境問題に密接に関係しています。こうした中、一方通行型の経済社会活動(直線型経済・リニアエコノミー)から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への転換を目指す取組が進められています。

「循環経済」とは、従来の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。また、循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。



資料：環境省「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」サーキュラーエコノミー

### 3. 海洋プラスチック・マイクロプラスチック問題

プラスチックは加工のしやすさ、用途の多様さから非常に多くの製品に利用されています。一方で、廃棄量も増えていると言われており、使い捨てプラスチックやプラスチックごみによる海洋汚染が世界的に重要な問題となっています。

2019年(令和元年)6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。また、2022年(令和4年)4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)が進められています。

本市では、「佐賀市循環型社会形成推進地域計画」において、市民の利便性や費用対効果、中間処理方法等を考慮し、2028年度(令和10年度)までにプラスチック製品の再商品化を実施するとしています。



資料：UN World Oceans Day  
海洋プラスチックごみが絡まっているウミガメ

### 4. 生物多様性の保全と外来生物等への対策

2022年(令和4年)12月に、新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組では、2030年(令和12年)までに自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ(自然再興)」や「30by30<sup>※1</sup>」が掲げられました。これを受け、国は、2023年(令和5年)3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定しました。この戦略は、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指し、個別目標として30by30目標を設定しています。

30by30目標の達成に向けては、国立公園などの保護地域に加えて、里地里山や企業林や社寺林などの地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地(OECM)が重要視されています。

外来種とは、人によって本来の生息・生育地からそれ以外の地域に持ち込まれた生物のことです。外来種の中には、在来の生物を食べたり、すみかを奪うなど、特に侵略性の高い侵略的外来種と呼ばれる生物もいます。侵略的外来種は、地域ごとに独自の生物相や生態系が形成されている生物多様性を保全する上で、大きな問題となっています。外来種対策については、新たな侵略的外来種の導入を抑えるとともに、定着した侵略的外来種の根絶又は管理が重要です。

#### 侵略的外来種による様々な被害

##### ●生態系への被害

捕食、競争、交雑、  
寄生物・感染症の媒介



##### ●人の生命または身体に係る被害

咬みつき等



##### ●農林水産業に係る被害

食害等、営農活動等への影響



##### ●その他の被害

文化財構造物等の損傷、悪臭発生など



資料：環境省「昆明・モントリオール生物多様性枠組—ネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標—」

※1…2030年(令和12年)までに陸と海のそれぞれ30%以上の地域を健全な生態系として保全する目標

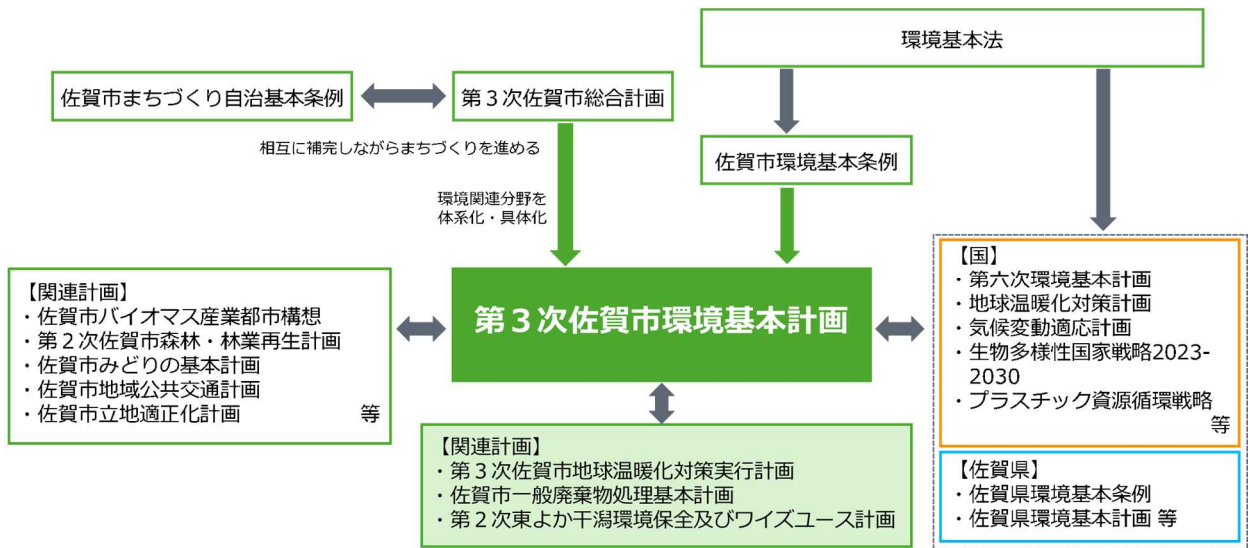
### 3 環境基本計画とは

#### 1. 計画の位置づけ

本計画は、佐賀市環境基本条例第 9 条に基づく環境の保全等に関する基本的な計画として位置付けられるもので、「第 3 次佐賀市総合計画」に定められた本市の将来像である“佐賀らしさでみんなが上を向くまち”を、環境の面から実現することをめざしたものです。

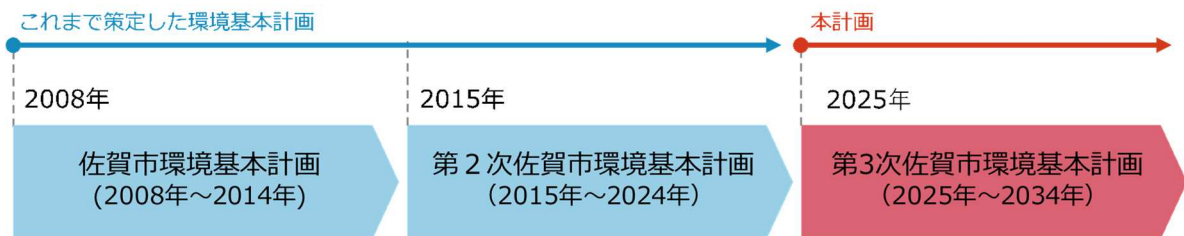
また、国の環境基本計画など環境分野に関連する他の計画とも整合・連携させることによって良好な環境のまちづくりを目指します。

#### ■ 計画の位置づけ



#### 2. 計画の期間

本計画の期間は、2025 年度（令和7年度）から、10 年間の 2034 年度（令和16年度）までとします。なお、本市の環境や社会状況の変化に応じた計画の進行管理と計画内容の見直しを随時行います。



### 3. 計画の対象

本計画は、本市全域を対象地域とし、以下の環境分野を対象範囲とします。また、計画の実行性を高めるため、協働体制及び人材育成等に関する取組についても環境分野を横断的に推進していきます。

対象とする環境分野	環境の要素
地球環境	地球温暖化対策、省エネルギー、再生可能エネルギーなど
資源循環	農林水産資源、廃棄物など
自然環境	貴重な自然、生物多様性、緑地・親水空間など
都市環境	都市空間、交通、景観など
生活環境	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、有害化学物質など
歴史的・文化的環境	歴史的風土、文化財など

### 4. 計画の主体と役割

本計画の主体は、行政・事業者・市民とします。

各主体の役割は、佐賀市環境基本条例第4条～第6条において定めています。

#### ■ 計画推進の主体



## 第2章 佐賀市の概況と環境の現状

# 1 佐賀市の環境の状況と課題

## 1. 佐賀市の概況

### (1) 地理的特性

本市は南北に長く、九州経済の中心である福岡市や九州各地を結ぶ高速自動車道が交差する鳥栖ジャンクションに近接しており、九州佐賀国際空港を通じた首都圏や東アジアなどの国外とのアクセスが確保されていること等、広域流通を拡大する恵まれた条件を整えています。現在は、県内外地域の連携強化・交流促進に向けた有明海沿岸道路（東西軸）及び佐賀唐津道路（南北軸）の整備が進められています。

北部は脊振・天山山系に囲まれた山林地帯となっており、湖や森林、溪流などみどり豊かな自然の風景が広がっています。また、南部は有明海に面しており、多くの野鳥や干潟に生息する珍しい生き物などを観察することができます。

北部の山間地からは平野を下り有明海に注ぐ嘉瀬川、また南東部には筑後川が流れており、中南部の平野部は、農業用水路（クリーク）が縦横に巡る肥沃な佐賀平野が形成されています。

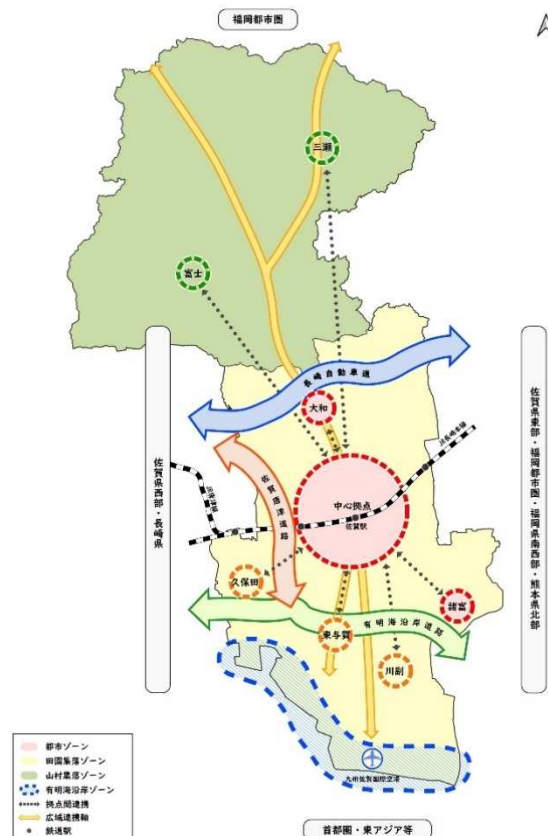


### (2) 土地利用

本市の2022年（令和4年）の土地利用の状況は、田が最も多く40.5%、次いで、山林34.8%、宅地14.7%の順で多くなっています。農地（田・畑）、山林の合計面積が市面積の約80%を占めています。

山間部から海岸地域まで、幅広い自然環境を持つ本市では、第3次佐賀市総合計画において4つのゾーンに分けて、将来の土地利用を計画しています。都市機能を集約したコンパクトなまちを形成しつつ、各拠点を公共交通機関等のネットワークで結び、地域の特性をいかした暮らしやすいまちを目指します。

- 都市ゾーン：市の中心部、大和町・諸富町の市街地
- 田園集落ゾーン：川副町、東与賀町、久保田町、大和町・諸富町の一部
- 山村集落ゾーン：富士町、三瀬村、大和町の一部
- 有明海沿岸ゾーン：川副町・東与賀町・久保田町の一部



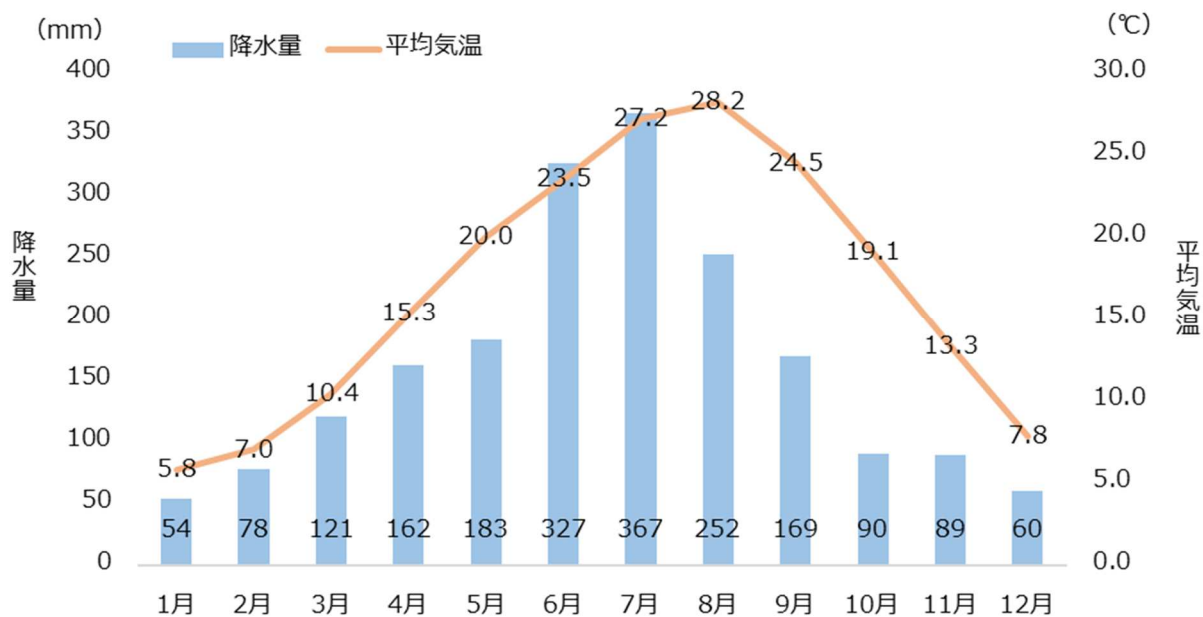
資料：第3次佐賀市総合計画

### (3) 気候

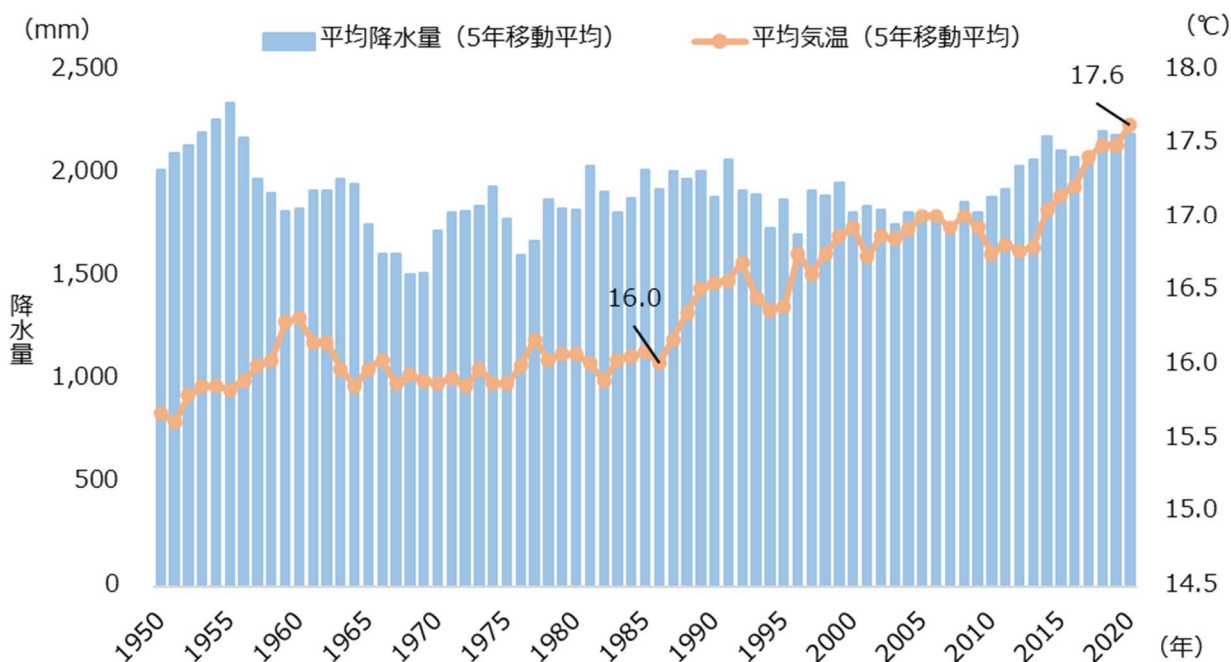
本市の直近 30 年間(1991 年～2020 年)の平均気温は、16.9℃、年間降水量は 1,951 mm/年であり、梅雨の6月から7月の降水量が多くなっています。

1987 年(昭和62年)以降、年間平均気温は上昇傾向を示しており、1986 年(昭和61年)と比較すると 2020 年(令和2年)は 1.6℃上昇しています。また、近年の年間平均降水量は増加傾向にあります。

■ 佐賀気象観測所における平均気温及び降水量の月別平年値



■ 佐賀気象観測所における平均気温（5年移動平均）と年間降水量（5年移動平均）の推移

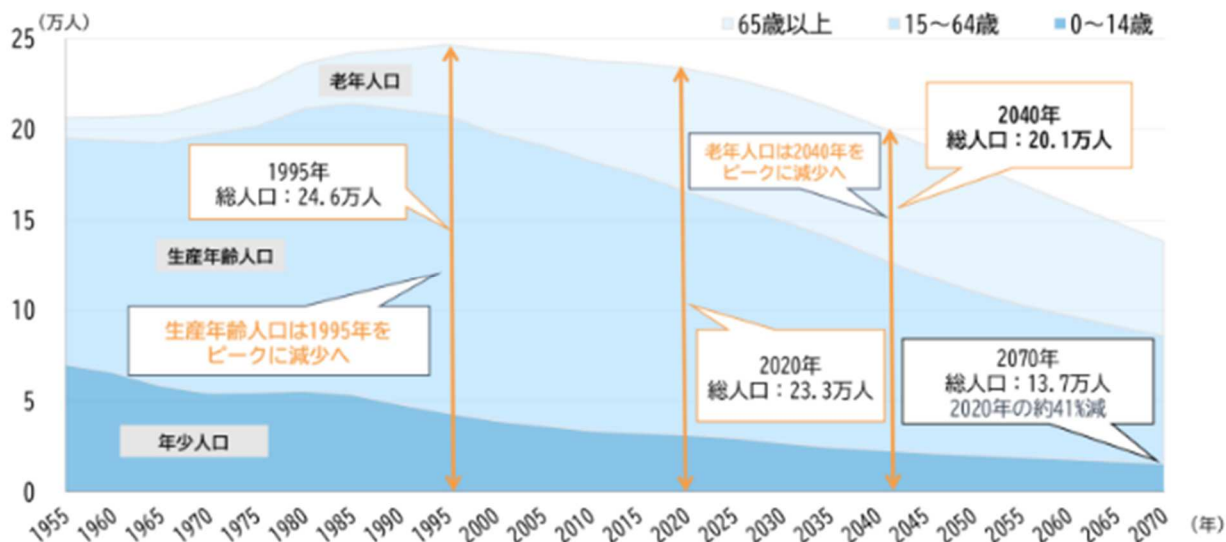


資料：気象庁 WEB ページ 各種データ・資料 (<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>)

#### (4) 人口

本市の人口は、1995年(平成7年)にピークを迎え、それ以降は緩やかに減少しています。山間地域を中心に過疎化の課題も抱えています。2040年(令和22年)には20.1万人に減少することが予測されています。

##### ■ 年齢区分別人口の推移 (佐賀市)



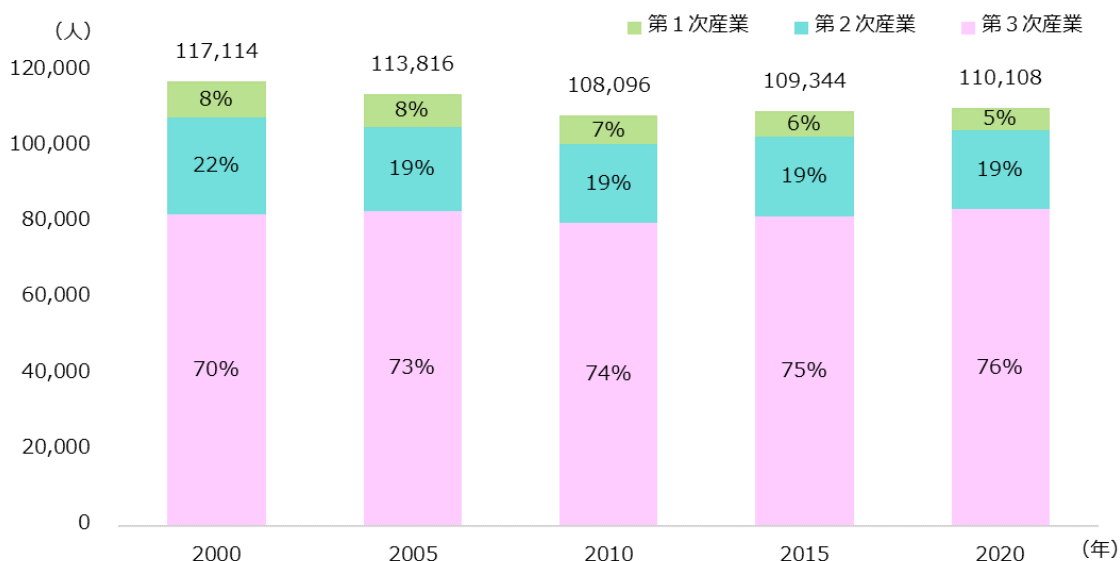
資料：第3次佐賀市総合計画

#### (5) 産業

就業人口は、2000年(平成12年)から緩やかな減少傾向が続いており、2020年(令和2年)には、人口減少、少子高齢化の影響を受けて11.01万人に減少しています。

産業の構成は、サービス業や卸売・小売業を中心とする第3次産業が最も高い割合を占めています。今後も第1次、第2次産業の割合が減少し、第3次産業へのシフトが一層進行すると予測されています。

##### ■ 就業人口の推移 (佐賀市)



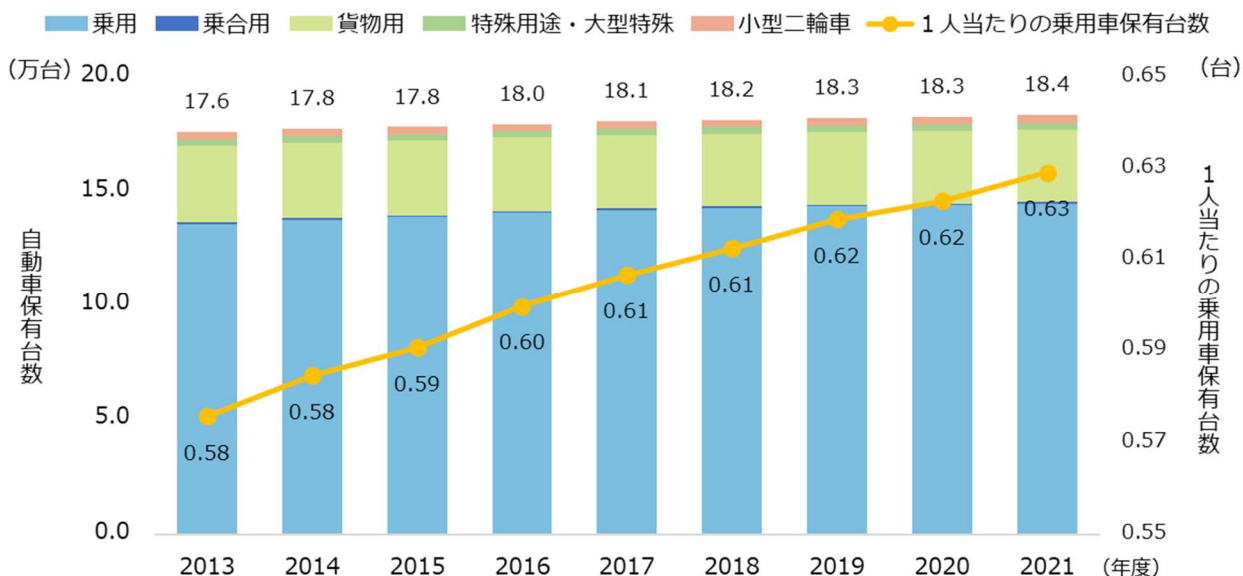
資料：佐賀市「令和4年版佐賀市統計データ」を基に作成

## (6) 交通

本市の自動車保有台数は、わずかずつ増加している状況であり、2021年度（令和3年度）の保有台数は18.4万台、人口1人当たりの乗用車保有台数0.63台となっています。

人口1人当たりの乗用車保有台数は、2013年度（平成25年度）以降増加傾向にあり、自動車に大きく依存しているといえます。

### ■ 種類別自動車保有台数の推移

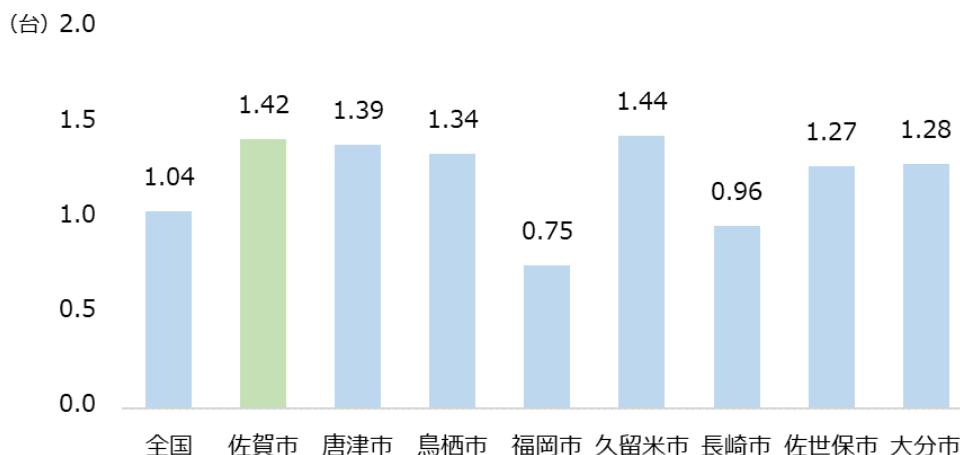


資料：佐賀県「統計年鑑」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」を基に作成  
 ※自動車保有台数は、各年度末時点の値

都道府県別の乗用車保有台数をみると、佐賀県の1世帯当たりの乗用車保有台数は全国で12番目に多くなっています。

また、本市も同様に1世帯当たりの乗用車保有台数が多く、乗用車の脱炭素化は大きな課題です。今後、移動手段を確保できない市民（高齢者等）の増加が見込まれます。

### ■ 2021年度（令和3年度）における1世帯当たりの乗用車保有台数（台/世帯）



資料：一般財団法人自動車検査登録情報協会「自動車保有台数」及び各市が公表している自動車保有台数、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」のデータを基に作成

## 2. 脱炭素社会の実現

### (1) 「ゼロカーボンシティさがし」の表明

本市では、2020年(令和2年)10月に「ゼロカーボンシティさがし」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標を掲げました。

目標達成に向け、これまで取り組んできたごみ減量や資源の有効活用、再生可能エネルギーの普及などの環境配慮の取組をさらに発展させ、市民や事業者等と一体となって脱炭素社会の実現に向けた取組を進めます。



ゼロカーボンシティさがしキャラクター  
「このん」

### ■ 温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度目標 (中期目標)	<b>温室効果ガス排出量</b> 2013年度比 <b>51%削減</b>
2034年度目標 (計画目標)	<b>温室効果ガス排出量</b> 2013年度比 <b>59%削減</b>
2050年度目標 (長期目標)	<b>温室効果ガス排出量</b> 実質 <b>ゼロ</b> (「ゼロカーボンシティさがし」の実現)

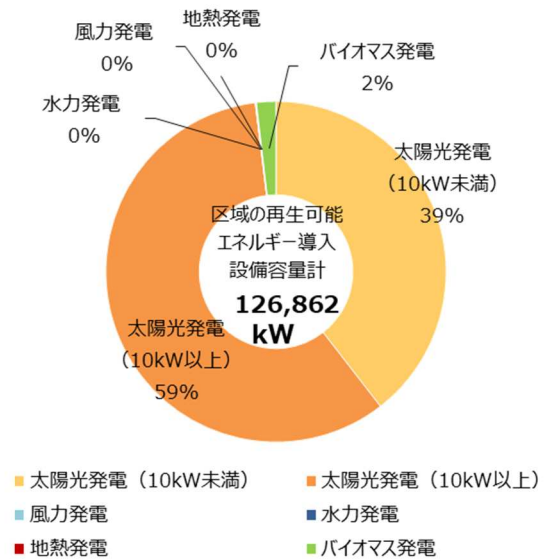
### (2) 「ゼロカーボンシティさがし推進パートナー制度」の創設・運用

「ゼロカーボンシティさがし」の実現のためには、行政や市民、事業者等が一体となって、それぞれの立場でできることから行動を始めることが必要です。そこで本市では、脱炭素に向けた取組を実施する事業者または団体を本市のパートナーとして認定する「ゼロカーボンシティさがし推進パートナー制度」を実施しています。

### (3) 再生可能エネルギーの導入

本市は中南部に広い平野を有し、日照時間等の自然条件に恵まれていることから、特に太陽光発電設備の導入が進んでいます。環境省「自治体排出量カルテ」によると、本市域には、2022年度（令和4年度）時点において126,862kWの再生可能エネルギー設備が導入されています。このうち太陽光発電設備は、124,389kWで全体の約98%を占めています。今後、さらなる再生可能エネルギーの導入と自家消費促進、蓄電池の普及を推進していく必要があります。

■ 佐賀市の再生可能エネルギーの導入設備容量（令和4年度）



資料：環境省「自治体排出量カルテ」

### 〈市有施設の主な再生可能エネルギー設備〉

#### 佐賀市清掃工場

廃棄物発電 4,500kW  
小水力発電 17.7kW



佐賀市清掃工場

#### 洞鳴の滝ふれあい館

小水力発電 2.8kW  
太陽光発電 4.4kW



小水力発電機（プロペラ水車）

#### 佐賀市下水浄化センター

消化ガス発電 200kW



消化ガス発電システム

#### ひがさす

消費電力削減量 13,592.4kwh  
(令和5年度実績)



地中熱交換器



#### その他の太陽光

市立小中学校(11kW×2校)、市立小中学校(10校、屋根貸しによる民間整備)  
市立公民館(約10kW×14館)

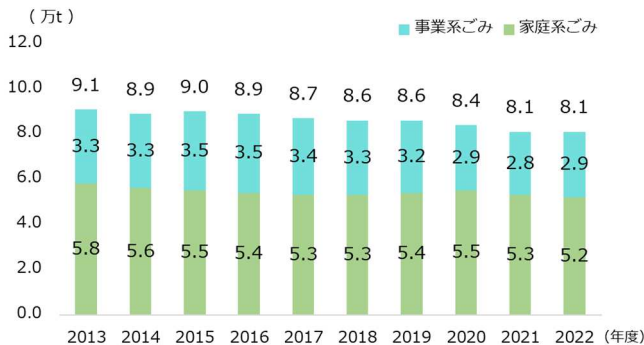
### 3. 循環型社会の実現

#### (1) ごみの状況

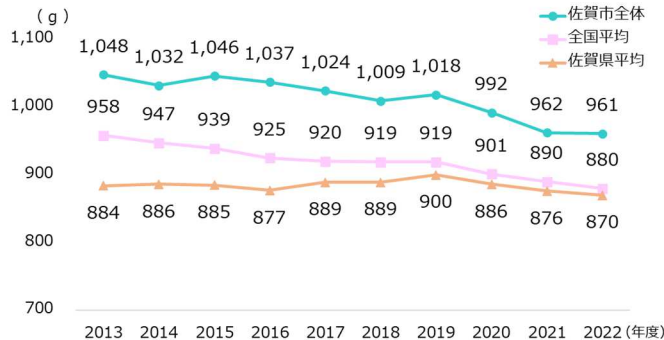
本市のごみ総排出量は2013年度(平成25年度)以降、増減を繰り返しながら減少傾向にあります。

また、1人1日当たりのごみ排出量は、減少傾向にありますが、全国平均や佐賀県平均を上回っているため、さらなるごみの削減が必要です。

■ 佐賀市のごみ総排出量の推移



■ 1人1日当たりのごみ排出量の推移

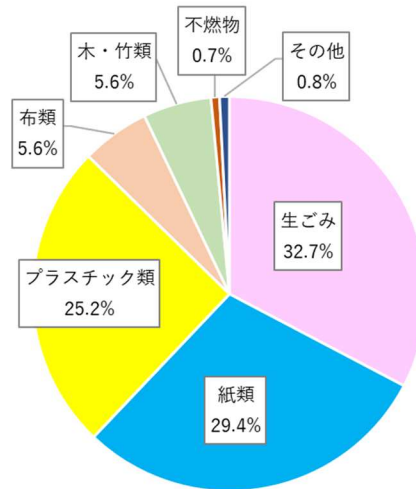


資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

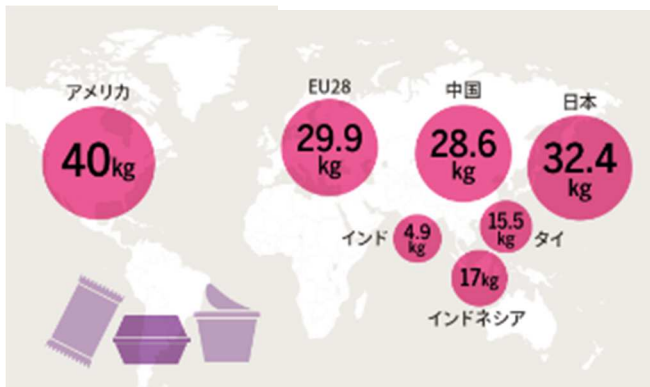
2024年(令和6年)6月に実施した家庭系ごみの組成調査では、調理くずや食べ残し、手付かず食品などの生ごみであるちゅう芥類(32.7%)の構成割合が最も多く、次いで紙類(29.4%)、プラスチック類、ゴム、皮革類(25.2%)の割合が多くなっています。

詳細をみると、食品ロスなどの手付かず食品や食べ残し、容器包装プラスチックやプラスチック製品が多く見受けられたことから、これらを削減し、資源化することが必要です。

■ 家庭系燃えるごみ組成調査結果【重量割合】(2024年6月)



#### 〈日本人のプラごみ廃棄量は世界2位〉



日本のプラスチック包装材の1人あたり廃棄物発生量は年間32.4kg(2014年)で、米国に次いで世界第2位で、アジアでは最大の排出国です。

プラスチック廃棄物の発生を抑制するためには、行政、企業、消費者すべてのステークホルダーがそれぞれ生産と消費の両側面で責任を持つことが求められます。

資料：公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)「PLASTIC ATLAS アジア版 2022」

年間一人当たりのプラスチック包装材の廃棄物発生量

## (2) 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組

本市では、ごみの減量化をめざした 3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進しています。  
主な取組は次のとおりです。



資料：政府広報オンライン

### リデュース (Reduce)

#### ● フードドライブの取組

…家庭で余っている食品を学校や職場、イベント等に持ち寄り、地域の福祉施設やこども食堂などに寄与する運動のことです。本市では、フードバンク活動団体「フードバンクさが」などが活動しています。

#### ● 「SAGA タベスケ」

…食品ロス削減を目的とし、佐賀市内のお店(協力店)と住民をつなぐ、フードシェアリングサービスです。

#### ● 佐賀市もったいないプロジェクト

…食品ロスゼロ推進店の登録や 3010 運動(宴会最初の30分と終わりの10分は席で食事をするよう呼びかける)等を推進しています。

#### ● 生ごみの堆肥化促進

…NPO 法人による生ごみ減量の講座の実施や家庭用生ごみ処理容器等の購入費補助を行っています。



生ゴミダンボールコンポスト

### リユース (Reuse)

#### ● エコマーケット(フリーマーケット)等のイベント開催

#### ● リユース食器の貸し出し

…エコプラザでは、イベント時等、繰り返し使える食器を無料で貸し出しています。

#### ● リサイクル工場でのピックアップリユース(陶器類や家具等の選別)

…清掃工場に持ち込まれた廃棄物から使用可能な陶器類や家具等を選別することで、リユースを促進しています。



エコマーケット

### リサイクル (Recycle)

#### ● 使用済み天ぷら油(廃食用油)のリサイクル

…生まれ変わったバイオディーゼル燃料は市営バス等の燃料として使用されています。

#### ● 紙袋を利用した紙ごみリサイクル

…資源として活用できる名刺サイズ以上の紙やお菓子の箱など、紙袋に入れて紙・布類の回収日に出すことができます。

#### ● 資源物回収奨励金

…資源物の回収運動を自主的に行っている団体に奨励金を交付しています。

#### ● 剪定枝のチップ化

…清掃工場に持ち込まれた剪定枝の一部をチップ化し、無料で配布しています。

#### ● 下水処理汚泥の肥料化

…脱水汚泥を原料として肥料の製造を行い、地域住民や農家の皆さんに利用していただいています。



バイオディーゼル燃料を使用した市営バス

## 4. 自然共生社会の実現

本市には、森林と里地里山、嘉瀬川がつなぐ山と川と海の水循環、川と農業用水路（クリーク）と水田が結ばれた、豊かな自然には豊かな生態系が存在し、有明海固有の生きものや良好な水辺環境のシンボルと言われ市内には多く残されています。

### ■ 脊振・天山山系の生きもの

本市の北部は脊振・天山山系に囲まれた山林地帯となっています。自然林（ブナ林）や良好な二次林が残されている地域であり、多様な希少種が生息しています。



ミヤマアカネ



ニホンアカガエル

### ■ 佐賀平野・農業用水路（クリーク）等の生きもの

佐賀市を中心に、県南部から東部にかけて広大な佐賀平野が広がっており、農業用水路（クリーク）が縦横に発達する独特の水利用システムが形成された地域となっています。また、淡水魚、トンボ、植物などの多様な希少種が生息しています。



カササギ



ベニイトトンボ



ニッポンバラタナゴ



ミズオオバコ



びついた水辺環境、有明海の広大な干潟などの豊かな自然があります。  
れるトンボ、その他レッドリストに掲載された希少な動植物や天然記念物など、保全すべき自然環境が

### ■「トンボ王国・さが」づくりの取組

本市では、水辺の豊かな自然環境のシンボルとして「トンボ」を掲げ、「トンボ王国・さが」づくりに取り組んできました。トンボは、身近な水環境を生息域として多くの種が見られましたが、近年の水辺環境の変化によって、その多くが身の回りから姿を消し、中には絶滅危惧種に指定されているものもあります。トンボが飛び交う多様な自然環境を守るために、私たちにできることを考えていく必要があります。本市では、次のような活動に取り組んでいます。

#### ●トンボ写真コンクール

トンボの写真撮影を通して自然に親しみ、「トンボ王国さが」を広く知ってもらうため写真コンクールを実施。

#### ●自然観察会「さかの生きものさがし」

生きものや自然を身近に感じ、大切に作る心を育てる自然観察会を開催。

#### ●ミヤマアカネ保全活動

佐賀県の絶滅危惧Ⅰ類種で、県内では富士町の一部にしか生息していないミヤマアカネの生息環境を児童、NPO 法人と共に整備。



### ■有明海沿岸の生きもの

本市の南部は有明海に接し、日本最大級の干潟が広がっています。ムツゴロウやワラスボ、シオマネキなど、泥干潟特有のユニークな生きものが多く生息しています。

東よか干潟は、渡り鳥であるシギ・チドリ類の渡来数が日本一を誇り、絶滅危惧種を含む水鳥類の国内有数の中継地・越冬地となっています。また、絶滅が危惧されている塩生植物シチメンソウの国内最大の群生地でもあります。



シオマネキ



ワラスボ



ムツゴロウ



クロツラヘラサギ



シチメンソウ

## 5. 良好な生活環境の実現

本市では、市民の健康を守り、かつ快適な生活環境を確保するために、大気、水質、騒音、振動の測定調査を継続的に実施し、その結果を市民へ情報提供する等、生活環境の現況把握や対策の実施、公害の発生・拡大防止に取り組んでいます。

### (1) 水質の状況

市内の河川や海域、地下水等において、環境基準項目等の水質調査を行っています。そのうち、本市の環境基準点における BOD/COD の値は、2023 年度（令和5年度）の調査では 12 地点中 11 地点で環境基準値を満たしています。

#### ●測定地点数（2023 年度（令和5年度））

河川	湖沼	海域	地下水	計
100	4	6	25	135

#### ●環境基準点における河川の BOD、湖沼・海域の COD（75%値）

	BOD 値 【mg/L】 (75%)	COD 値 【mg/L】 (75%)	類型	環境基準 【mg/L】	水系
佐賀江大橋	1.4	—	B	3以下	筑後川
修理田橋	1.1	—	C	5以下	筑後川
新郷橋	0.7	—	B	3以下	嘉瀬川
神野上水取水口	<0.5	—	A	2以下	嘉瀬川
堂地橋	1.4	—	B	3以下	筑後川
中島橋	1.9	—	C	5以下	嘉瀬川
念仏橋	0.9	—	A	2以下	筑後川
本庄江橋	1.9	—	C	5以下	嘉瀬川
北山ダム ダムサイト	—	4.0	A	3以下	湖沼・クリーク
有明海 B-3	—	2.2	B	3以下	海域
有明海 B-4	—	2.1	B	3以下	海域
有明海 B-5	—	1.6	B	3以下	海域

### (2) 公害関係の苦情

近年の公害関係の苦情は、いわゆる典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）の関係規制法令では対応できない、日常生活に起因する感覚的、心理的な苦情が増加しており、内容も複雑、多様化しています。2023 年度（令和5年度）は、120 件の苦情が寄せられています。

#### ●公害苦情件数

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
公害苦情件数(件)	172	188	141	167	120

## 2 第2次環境基本計画の評価

「第2次佐賀市環境基本計画(平成27年10月)」では、基本目標ごとに施策の進捗を示す成果指標及び数値目標を設定していました。2023年度(令和5年度)時点での数値目標の達成状況は以下のとおりです。

### ■ 第2次佐賀市環境基本計画における数値目標の達成状況

#### 基本目標 1 地球温暖化を防止するまち

成果指標	基準値		実績値 2023	目標値 2024	結果	評価
	2013	2019				
省エネ等の環境問題を把握し、取り組んでいる市民の割合	78.8%	—	74.3%	85.0%	未達成	環境問題への意識が高まっていない可能性もあるが、環境への取組が当たり前になっており、結果に反映されていないことも考えられます。
温室効果ガス排出削減率(2013年度比)	—	12.2%	41.0%	14.4%	達成	省エネ性能の高い設備の普及拡大、電気の排出係数の低減等により、温室効果ガスの排出削減が進んだと推察されます。 脱炭素に向けては、太陽光発電・蓄電池及びEVの導入等、本市の排出構造を踏まえたさらなる排出削減対策の実施が不可欠です。

#### 基本目標 2 資源を活かす循環のまち

成果指標	基準値		実績値 2023	目標値 2024	結果	評価
	2013	2019				
1人1日当たりのごみ排出量	1,048 g	—	937 g	964 g	達成	ごみ排出量は減少傾向にあるものの、全国や佐賀県平均(令和4年度実績値)と比較すると1人1日当たりのごみの排出量は、まだ多い状況にあり、さらなる排出削減が必要な状況です。
リサイクル率	17.4%	—	20.9%	20.5%	達成	佐賀市エコプラザでの3Rに関する講座の開催、SNSを活用した情報発信等の活動成果により、リサイクル意識が向上していると推測されます。また、佐賀市リサイクル工場での徹底した資源物選別を進めるとともに、民間リサイクル業の積極的な活用に努めています。

### 基本目標 3 水とみどりあふれるまち

成果指標	基準値		実績値	目標値	結果	評価
	2013	2019	2023	2024		
市街地のみどりが増えて景観が良くなったと感じる市民の割合	－	57.7%	55.7%	60.2%	未達成	緑化拡大に関しては、今あるみどりを育て、活かすことに力をいれていますが、目標には届きませんでした。景観にはみどり以外の要素も影響するため、緑化拡大の成果が反映されていないことも考えられます。
市民一人当たりの都市公園面積	7.2 m <sup>2</sup>	－	8.1 m <sup>2</sup>	8.3 m <sup>2</sup>	未達成	都市計画区域内において、公園整備が可能な規模の用地を確保することが難しい状況にあることや、都市公園以外の公園の整備を進めたことが、目標未達成の要因として挙げられます。
屋外広告物許可割合	26.9%	－	86.8%	100%	未達成	屋外広告物許可申請の未申請者に対し、許可申請の手続きを促していますが、許可率は鈍化傾向にあります。

### 基本目標 4 安全で快適な生活環境のまち

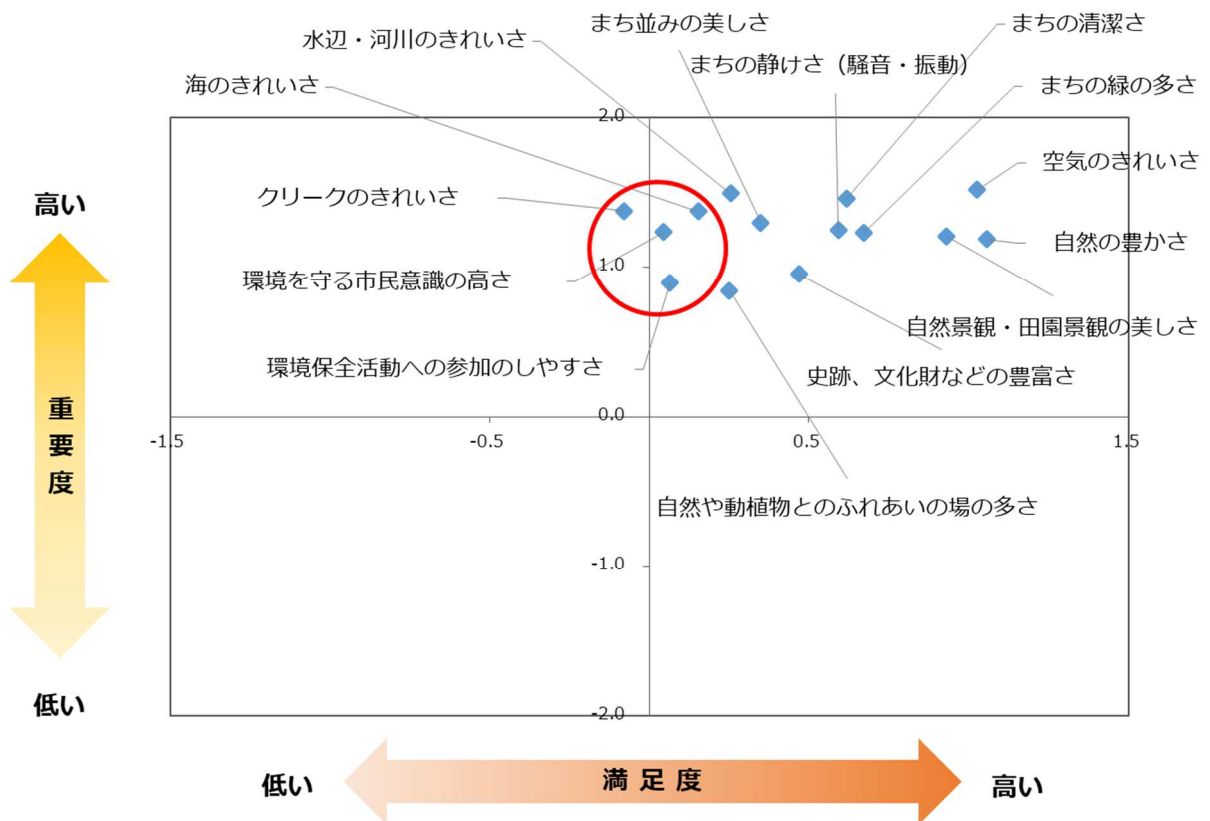
成果指標	基準値		実績値	目標値	結果	評価
	2013	2019	2023	2024		
公害苦情件数(騒音・振動・悪臭等)	－	136 件	120 件	130 件	達成	事業者等に対して関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行っており、その効果が表れてきたことにより、公害苦情件数が減少していると推測されます。
生活環境苦情件数	－	347 件	577 件	300 件	未達成	近隣住民間あるいは市民と事業者間のトラブル等について、当事者間での対話への誘導、原因者への指導、環境阻害要因の除去等の対応を行っていますが、近年のアイグマや空き家に関する相談件数の増加等が影響し、目標未達成の状況です。
鉛給水管更新率	45.0%	－	93.9%	100%	未達成	鉛給水管の取替工事を進めていますが、給水管所有者の同意が得られず、着工できない箇所が存在するなどの要因から、未達成となりました。引き続き、所有者からの申し出があれば随時更新していきます。
下水道接続率	87.3%	－	93.2%	93.4%	未達成	下水道未接続者に対する接続促進活動を実施した結果、接続率は毎年度拡大していますが、未達成となりました。



# 1. 佐賀市の環境に関する満足度と重要

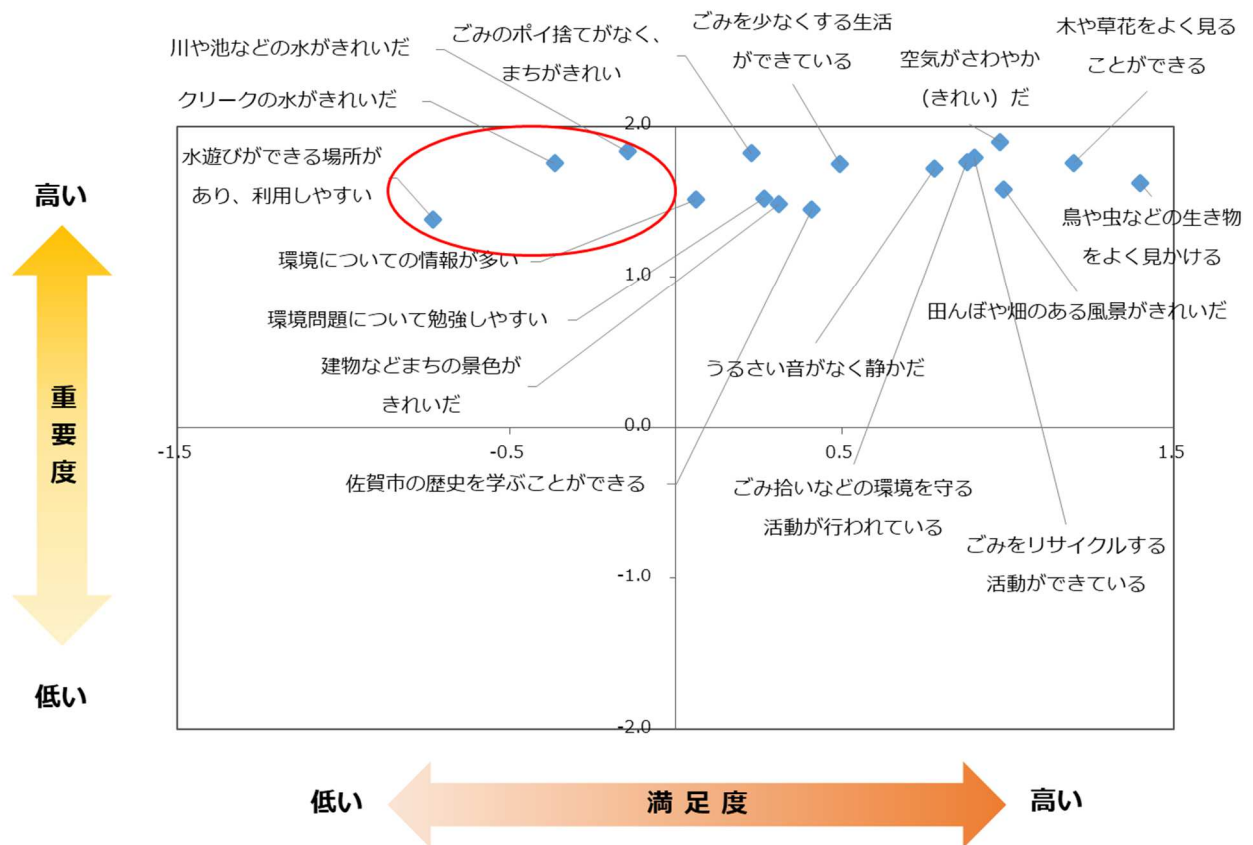
## (1) 市民アンケート(18才以上)の回答結果

- ✓ 満足度の1位に「自然の豊かさ」、最下位に「クリークのきれいさ」が挙げられました。
- ✓ 重要度の1位に「空気きれいさ」、最下位に「自然や動植物とのふれあいの場の多さ」が挙げられました。
- ✓ 「クリークのきれいさ」、「環境を守る市民意識の高さ」、「環境保全活動への参加のしやすさ」、「海のきれいさ」のような「重要度が高く満足度が低い」項目は、より効果的な施策の展開に向けて改善を図っていくことが求められます。



## (2) 親子アンケート(小学生・親)の回答結果

- ✓ 満足度の1位に「鳥や虫などの生きものをよく見かける」、最下位に「水遊びができる場所があり、利用しやすい」が挙げられました。
- ✓ 重要度の1位に「空気がさわやか(きれい)だ」、最下位に「水遊びができる場所があり、利用しやすい」が挙げられました。
- ✓ 「水遊びができる場所があり、利用しやすい」、「クリークの水がきれいだ」、「川や池などの水がきれいだ」のような「重要度が高く満足度が低い」項目は、より効果的な施策の展開に向けて改善を図っていくことが求められます。



## 2. 親子で参加したい環境学習やイベント

- No.1 水辺の散策や魚とり大会
- No.2 地域の食材を使ったエコ・クッキング
- No.3 自然の木や木の実を使った工作教室  
自然について学ぶキャンプ

✓ 親子で参加したい環境学習やイベントでは、「水辺の散策や魚とり大会」や「地域の食材を使ったエコ・クッキング」などの実際に体験できるイベントが上位を占めています。

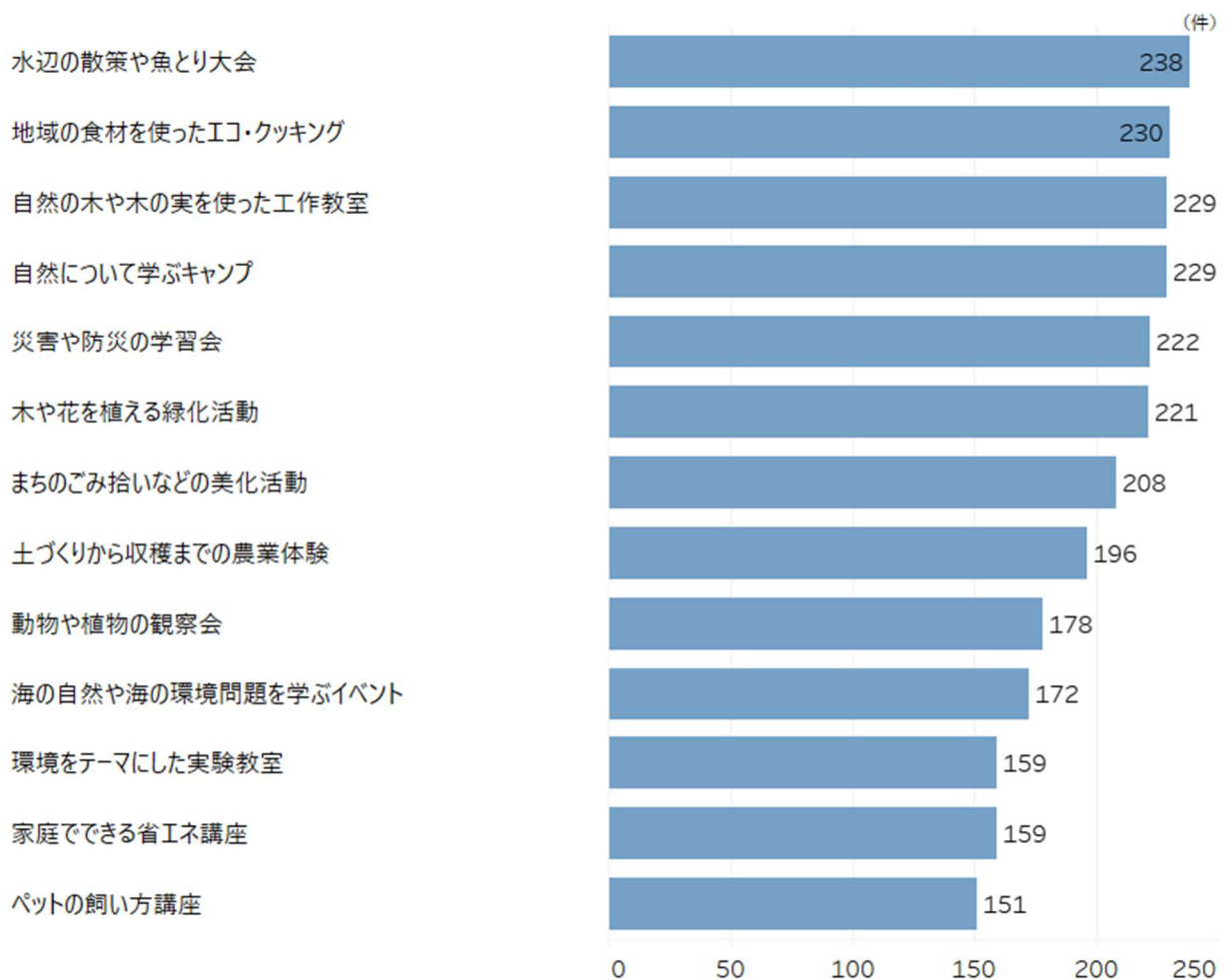
✓



器リメイク☆風鈴づくり  
資料：佐賀市エコプラザ



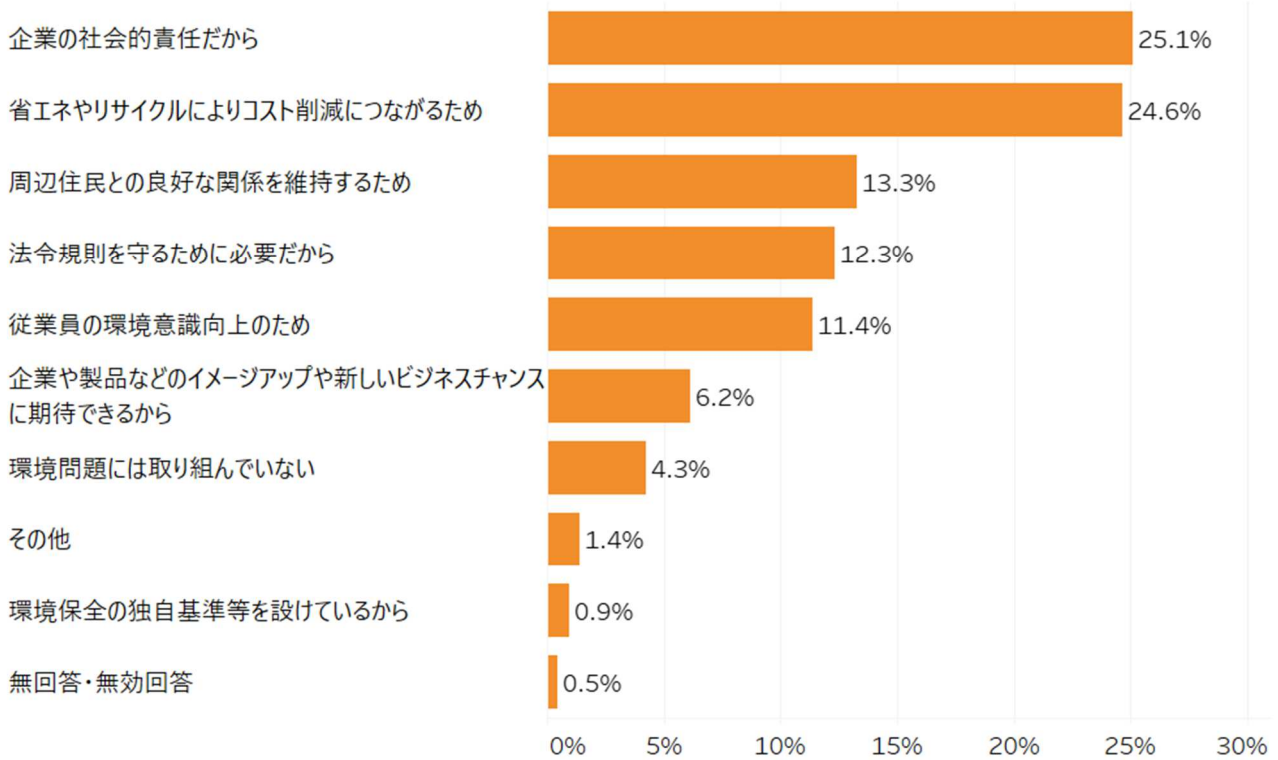
マイクロプラスチック万華鏡づくり  
資料：令和6年度佐賀市環境報告書



### 3. 事業活動と環境報保全(事業者アンケートの回答結果)

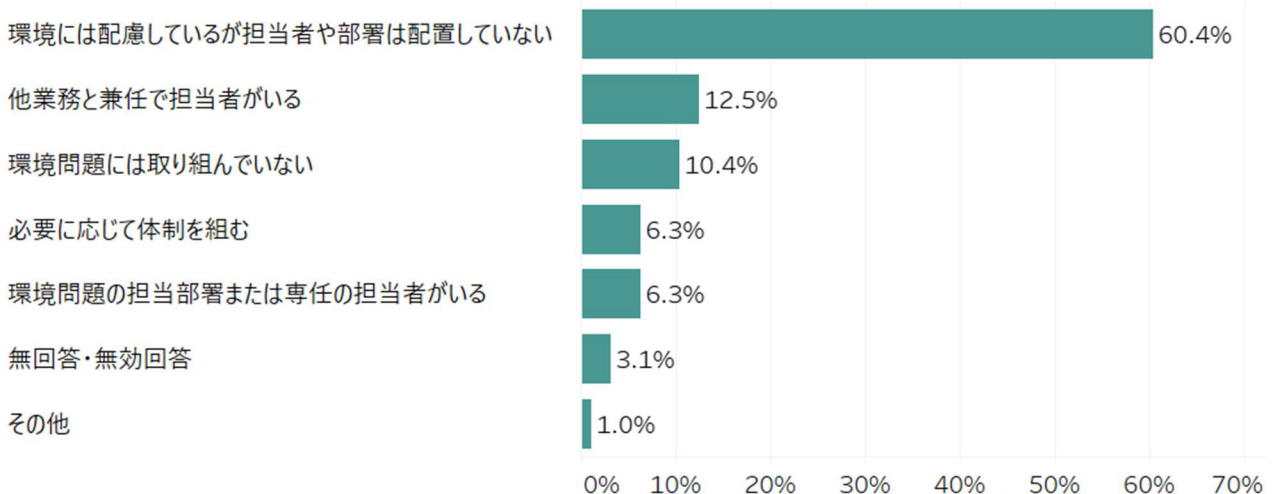
#### (1) 環境問題に取り組んでいる理由

- ✓ 事業所が環境問題に取り組んでいる理由は、「企業の社会的責任だから」が 25.1%で最も多く、次いで「省エネやリサイクルによりコスト削減につながるため」が 24.6%となっています。
- ✓ 「企業や製品などのイメージアップや新しいビジネスチャンスに期待できるから」が 6.2%となり、企業に対して環境問題に取り組むメリットの周知が求められます。



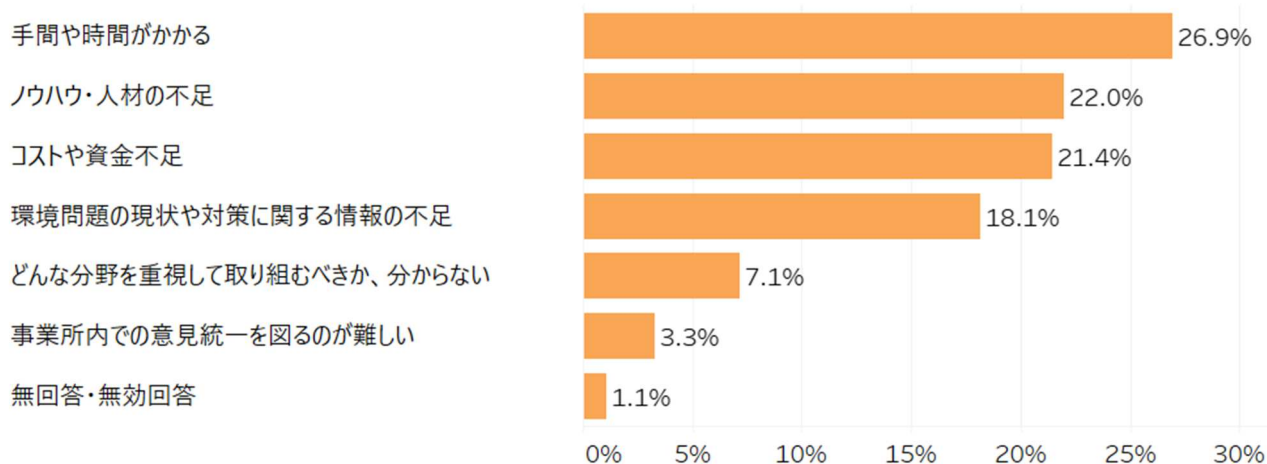
#### (2) 環境問題に取り組んでいる体制

- ✓ 環境問題に取り組んでいる体制は、「環境には配慮しているが担当者や部署は配置していない」が 60.4%で最も多くなっています。
- ✓ 環境問題に取り組む体制が十分でない事業所が多いことを前提に、情報提供や支援を検討する必要があります。



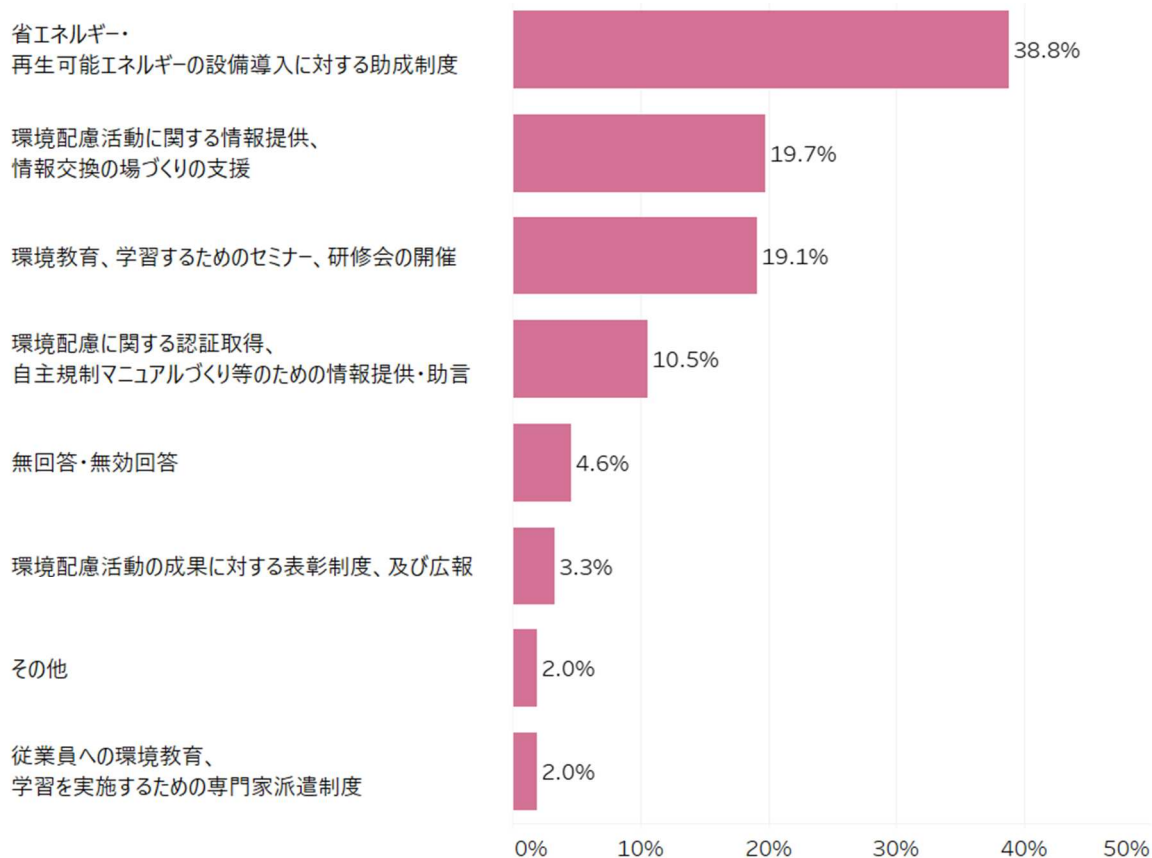
### (3) 環境問題への取組を進める上での課題

- ✓ 事業所が環境問題に取り組む上での課題として、「手間や時間がかかる」、「ノウハウ・人材の不足」、「コストや資金不足」が上位にあがっています。



### (4) 環境配慮のための取組活動において希望する支援

- ✓ 環境配慮のための取組活動において希望する支援は、「省エネルギー・再生可能エネルギーの設備導入に対する助成制度」が 38.8%で最も多く、次いで「環境配慮活動に関する情報提供、情報交換の場づくりの支援」が 19.7%、「環境教育、学習するためのセミナー、研修会の開催」が 19.1%となっています。
- ✓ 環境に配慮した事業活動を促進するために、環境配慮活動に関する情報提供やセミナーの開催等のさらなる支援を検討する必要があります。



### 第3章 佐賀市が目指す将来の環境の姿

## 1 環境将来像

本市には、山から海までつながる豊かな自然環境が生活の身近に存在し、古くからの歴史や文化を感じられる快適な生活環境があります。この良好な環境を未来に引き継いでいくためには、市民・事業者・行政が環境面での将来像を共有し、一体となって環境保全をめざした様々な取組を行っていくことが大切です。

第3次佐賀市総合計画では、2040年の将来像を『佐賀らしさでみんなが上を向くまち』とし、その環境分野の目指す姿として『豊かな自然に包まれ、人々が心地よく暮らすまち』を掲げています。

本計画では、本市の経済・社会を支える基盤である『佐賀の自然の特徴』をより具体的に表現した環境将来像として、次のとおり定めます。

### 佐賀市の環境将来像

## みんなで創り育む トンボ舞う みどり豊かなまち さが

### □ みんなで創り育む

人口が減少するなか、環境問題は複雑化・深刻化しており、地域の持続可能性を維持・向上させるためには、行政機関・市民・事業者等、地域のあらゆる主体が協働で取り組んでいく必要があります。

本市では、河川清掃をはじめ、東よか干潟の保全活動など、多くの市民・事業者が環境保全に参加しており、協働の取組が展開されてきました。

今後も、みんなで創る・育むことを基本的な考えとし、持続可能な環境を保全・創出していきます。

### □ トンボ舞う

トンボは水中や水辺の植物等に卵を産み、幼虫時代は水中で過ごします。そして、幼虫から脱皮し、成虫になる時に陸上に移動します。トンボの種類のはなは、自然のはなは(生物多様性)をはなは「物差し」になります。

日本有数の稲作地帯である本市は、田んぼや、河川、農業用水路(クリーク)など、多様な水辺環境を有しており、様々な種類のトンボを見ることができました。

現在では、農地の宅地化、生活様式の変化、事業活動の拡大及び気候変動の影響など、様々な要因により、トンボの種類・数が減少しています。

本市を特徴づける豊かな自然を保全し、良好な水辺環境のシンボルであるトンボが舞う姿をいつまでも見られるまちを目指します。

### □ みどり豊かなまち

本市は、北部の脊振・天山山系に囲まれた森林、南部に広がる佐賀平野、まちなかの街路樹や公園など、市域全体にみどりが広がっています。

みどりは私たちに安らぎを与えるだけでなく、生物の生息環境、木材の供給、水資源の貯留、洪水の緩和など、様々な機能を有しており、私たちの生活を支えています。

みどりを保全することで、自然豊かで、安全安心な環境を維持・創出していきます。

## 2 地域ごとの将来の姿

本市では「第3次佐賀市総合計画」において、中心拠点・地域拠点や各種ゾーンを設定しています。本計画ではこれらを基に4つの地域ごとの将来の姿を次のとおり定めます。

### ●都市ゾーン

- ・都市はコンパクトに集約され、居心地がよく歩きたくなるまちが実現しています。
- ・まちなかを走る車は、EVやFCV等の次世代自動車へ移行しています。
- ・街中の河川や農業用水路(クリーク)は、都市の貴重な自然として、多くの市民に愛され利用されています。
- ・神野公園トンボ池では、家族連れやこどもたちでにぎわい、多くのトンボが飛び交う姿がみられます。
- ・事業所や住宅には、太陽光発電及び蓄電池等の再生可能エネルギーの導入が進んでいます。
- ・ビルや事業所には、屋上緑化や壁面緑化が施され、都市部の気温上昇を緩和しています。
- ・住宅の建設には積極的に地元産材が活用され、森林のライフサイクルがたもたれています。
- ・ボランティアでのごみ拾いや河川清掃を行っています。

### ●田園集落ゾーン

- ・水田をはじめとする農地やため池、農業用水路(クリーク)は、トンボ、メダカなど、多様な生きものの生息の場になっています。
- ・佐賀平野の風物詩であるカササギは、カチガラスの愛称で市民に親しまれており、佐賀平野を中心に生息しています。

### ●山村集落ゾーン

- ・森林浴や散歩、自然と触れ合う様々な体験活動など、多くの人々に森林が利用されています。
- ・森林の多面的機能の重要性が広く認識され、様々な人々が森林管理に関わっています。その一環として、自然災害に強い森林づくりが行われています。
- ・エリートツリー等の成長に優れた苗木が活用されています。

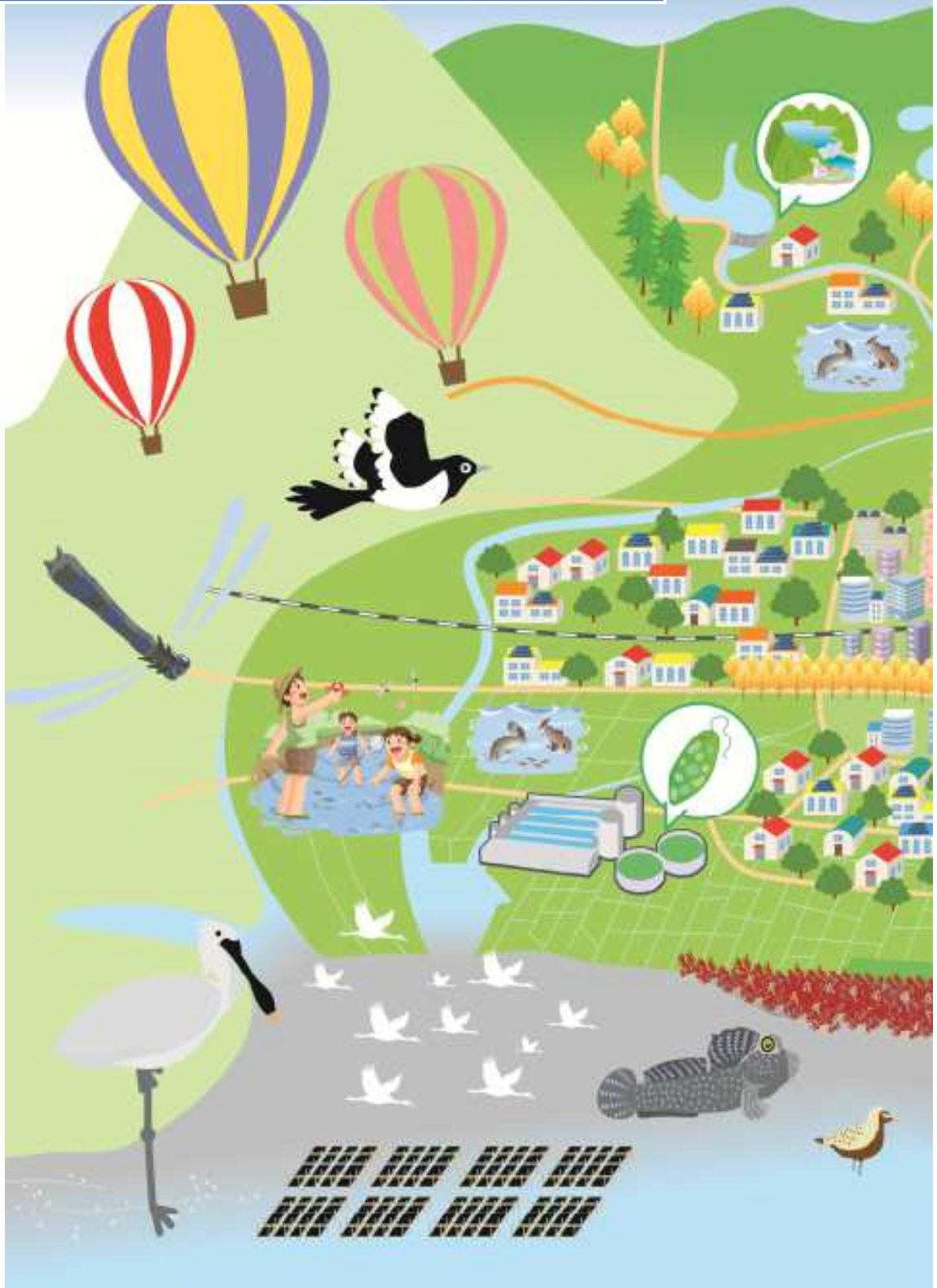
### ●有明海沿岸ゾーン

- ・干潟には、シチメンソウなどの植物や、ムツゴロウやワラスボなどの希少な水生生物やシギ・チドリ類をはじめとした渡り鳥など、多種多様な生きものがみられます。人々は、潮干狩りを楽しみ、ノリ養殖を営む人々の生活が感じられる里海の景観が広がっています。
- ・海岸清掃活動に参加するボランティアの姿がみられます。

### 3 2034年の佐賀市のイメージ

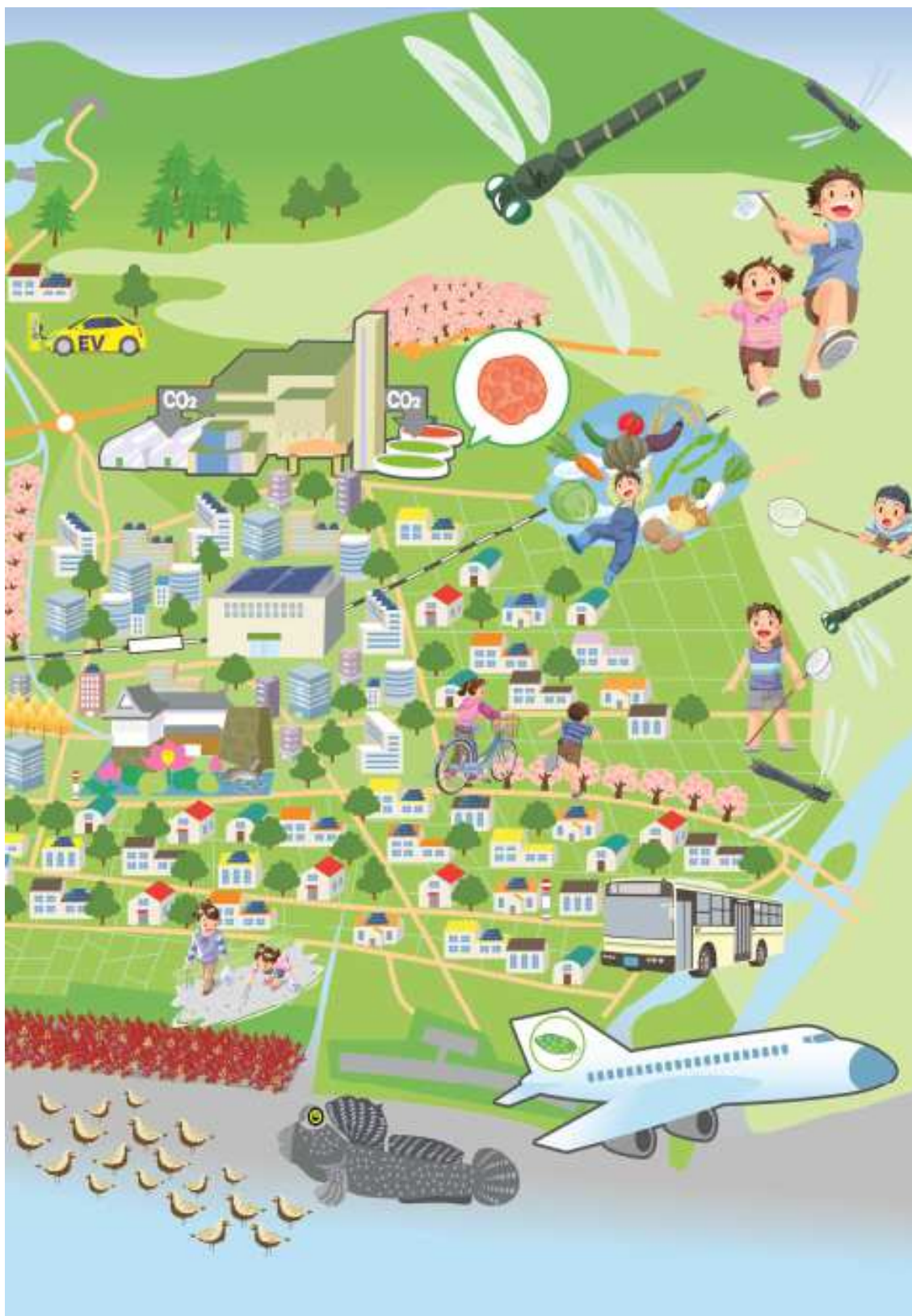
私たちが暮らす本市は、脊振・天山山系のみどりと清らかな水、佐賀平野に広がる農業用水路（クリーン物問題など、私たちの生活に起因する自然や生態系への影響が環境問題として浮き彫りになっている時）私たちが、本市の豊かな自然を保全し、次世代へ継承していくために、今後は市民一人一人の生活の質、

（参考）第2次環境基本計画「2024年の佐賀市のイメージ」



ーク)や田園、干潟が広がる有明海など豊かな自然に恵まれた地域です。一方で、地球温暖化問題や廃棄代でもあります。

幸福度等の向上や循環共生型社会、脱炭素社会、ネイチャーポジティブ等への取組が求められます。



〈コラム〉

## 第4章 環境将来像の実現のための取組

# I 環境施策の体系

将来像

基本目標

みんな  
で  
創  
り  
育  
む  
ト  
ン  
ボ  
舞  
う  
み  
ど  
り  
豊  
か  
な  
ま  
ち  
さ  
が

## 1 脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち (脱炭素社会の実現)



## 2 持続可能な循環の仕組みで、成長し続けるまち (循環型社会の実現)



## 3 水とみどりにあふれ、心地よさを実感できるまち (自然共生社会の実現)



## 4 安全で快適な生活環境のまち (生活環境の向上)



環境項目

施策の方向

1-1 脱炭素型ライフスタイルの推進

- 市民の脱炭素につながる行動の推進
- 低炭素型の交通環境整備推進

1-2 脱炭素イノベーション創出・脱炭素経営の推進

- 脱炭素型経営の推進
- 先進技術の創出

1-3 再生可能エネルギーの普及促進

- 地域への再生可能エネルギー等の普及促進

1-4 気候変動への適応

- 県及び事業者等と連携した適応策の展開

2-1 3Rの推進

- 3Rの推進
- 市民・事業者の意識啓発及び取組
- 食品ロス削減対策

2-2 循環経済システムの構築

- プラスチックの資源循環の促進
- バイオマスの有効利用
- 廃棄物等エネルギーの活用促進

2-3 ごみの適正処理

- 処理施設の安定的運用及び適正な収集体制の維持

3-1 清らかな水辺の確保

- 水辺空間の整備
- 河川等の機能保全及び清掃活動の促進

3-2 豊かなみどりの確保

- 森林の整備と保全
- 農用地の確保
- 緑地の創造と保全

3-3 生物多様性の保全

- 健全な生態系の保全
- 自然観光資源の保全と活用
- 外来生物対策

3-4 自然環境と調和したまちづくり

- 都市景観の形成
- 歴史文化的な環境の保全

4-1 身近な生活環境の保全

- 生活に密着した環境問題の改善
- 市民清掃活動の推進と支援
- 安全な水道水の安定供給

4-2 生活排水の対策

- 下水・し尿の処理

4-3 地域環境の保全

- 公害・化学物質等発生の防止

## 2 環境施策の展開

基本目標 1

### 脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち

#### ～ めざす姿 ～

2050年「ゼロカーボンシティさがし」の実現に向け、家庭や事業所における省エネ対策や再生可能エネルギー利用、脱炭素技術の積極的な導入等の取組を浸透させ、快適な暮らしと脱炭素を両立したまちを目指します。

#### ～ 現状と課題 ～

- 脱炭素型  
ライフスタイル** ● アンケートの結果、市民の一部では日常生活において環境を意識した省エネ行動等に積極的に取り組んでおり、今後は、市民の行動変容を促し、省エネ行動等に取り組む市民をさらに増加させる必要があります。
- 脱炭素  
経営** ● 本市では、脱炭素に向けた取組を実施する事業者または団体を本市のパートナーとして認定し、一緒に取組を進めています。  
● 事業者には環境に配慮した経営への転換や脱炭素社会の構築に向けた新しい技術の開発や導入に対して積極的に取り組むことが求められます。
- 再生可能  
エネルギー** ● 地球温暖化の原因の一つとされる化石燃料の消費を抑える手段として、再生可能エネルギーの普及が進んでおり、特に太陽光発電の導入が盛んに行われています。  
● 太陽光発電及び蓄電池の導入を促進し、再生可能エネルギーの自家消費の拡大を図る必要があります。
- 適応策** ● 農産物の品質低下や、短時間強雨や大雨による水害の発生、熱中症リスクの増加などの気候変動による影響が本市でも見られており、その被害や影響を回避・軽減させるための対策が必要となっています。

#### ～ 成果指標と目標値 ～

指標	基準値 (2020年度)	目標 (2034年度)
温室効果ガス排出量削減率 (2013年度比)	-34%*	-59%*

※統計データの更新に伴い数値が変更になる可能性あり

## 【環境項目1-1】 脱炭素型ライフスタイルの推進

### ● 施策の目標

市民に対して、地球温暖化に関する情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進し、地球温暖化防止への貢献をめざします。

### 施策1 市民の脱炭素につながる行動の推進

<p>● <b>市民の行動変容の促進</b>          デコ活に関する情報収集・情報発信や、地域でとれた農産物を地域で消費する地産地消の取組等を通じて、脱炭素に向けた市民の具体的な行動を促します。          また、省エネや再エネ利用等に取り組む市民に対して、市内の各種施設において割引等の優遇措置を付与するインセンティブ制度を検討します。</p>	<p>環境政策課 農業振興課</p>
<p>● <b>省エネ性能の高い設備・機器等の導入促進</b>          家電や設備の更新時における省エネ性能の高い機器の導入や、住宅等の断熱化及び省エネ性能の向上を促進します。</p>	<p>環境政策課 建築指導課</p>
<p>● <b>自動車利用に伴う排出量の削減推進</b>          EV 充電インフラの整備を進め、電気自動車やハイブリッド自動車等への切替を促すとともに、エコドライブの普及を推進します。</p>	<p>環境政策課</p>
<p>● <b>市役所自身の地球温暖化防止率先行動の推進</b>          地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、市役所自身の事務・事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減に努めます。</p>	<p>環境政策課 交通局 契約監理課</p>

### 施策2 低炭素型の交通環境整備

<p>● <b>公共交通機関の利用促進</b>          市営バスの運行に際し、集客力の大きい施設の新設・移転等に伴う社会のニーズの変化に合わせたダイヤ設定、ワンコイン・シルバーパスやデジタルチケット等による利用しやすい環境づくりを進めることで、利便性の向上を図り、自家用車利用から公共交通機関利用への転換を推進します。</p>	<p>交通政策課 交通局</p>
<p>● <b>安全で快適な歩行空間及び自転車走行空間の整備</b>          歩行空間及び自転車走行空間の整備を行い、快適で安全に通行できる環境の向上を図ります。</p>	<p>道路整備課 道路管理課</p>
<p>● <b>快適で安全な交通環境の整備</b>          生活道路や幹線道路の改良・整備、カーブミラーや防護柵などの交通安全施設の充実化等による快適で安全な道路環境の整備を行います。また、主要渋滞箇所の解消を図るため、都市環境の変化が著しい路線や危険度の高い路線から順次整備を行います。</p>	<p>道路整備課</p>

## 【環境項目1-2】脱炭素イノベーション創出・脱炭素経営の推進

### ● 施策の目標

事業者に対して、地球温暖化に関する情報提供や支援を行うことにより、脱炭素経営への転換を促進し、地球温暖化防止への貢献をめざします。

施策1 脱炭素型経営の推進	
<p>● <b>脱炭素経営の意識醸成・普及促進</b> 脱炭素に取り組む事業者を「ゼロカーボンシティさがし推進パートナー」として認定し、優れた取組の水平展開を図ることで、市域の脱炭素経営の意識醸成・普及促進を図ります。</p>	環境政策課
<p>● <b>環境経営の推進</b> 環境経営認証（エコアクション 21, 中小企業向け SBT 等）の新規取得や再エネ 100 宣言 REAction への参加を促します。</p>	環境政策課
<p>● <b>事業活動に伴う温室効果ガス排出量の見える化促進</b> 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減を促すため、温室効果ガス排出量の算定（見える化）の促進を図ります。</p>	環境政策課
<p>● <b>省エネ診断・省エネ最適化診断の受診促進</b> 温室効果ガスの排出削減に関する具体的な取組の実施に繋げるため、事業者による省エネ診断や省エネ最適化の受診を促進します。</p>	環境政策課
<p>● <b>高効率省エネ機器等の導入促進</b> 省エネルギー性能の高い設備・機器等の普及啓発及び導入支援を行います。</p>	環境政策課
<p>● <b>省エネ型農業機械、施設園芸設備の普及拡大</b> 省エネ型の農業機械及び施設園芸設備の普及拡大を図り、農作物の生産に伴う温室効果ガスの排出量を削減します。</p>	農業振興課

## 施策2 先進技術の創出

<p>● <b>スマート農業の推進</b> ドローンやAI等を活用した農業技術の普及拡大を図り、農作物の生産性向上及び省エネ化を図ります。</p>	<p>農業振興課</p>
<p>● <b>農業における CO<sub>2</sub> 排出量・削減量の見える化推進</b> 佐賀県・民間企業と開発したソフトウェアを活用し、CO<sub>2</sub> 排出削減量、施設園芸におけるコスト削減効果等を見える化します。</p>	<p>バイオマス産業推進課 農業振興課</p>
<p>● <b>有機物の施用等による農地土壌への炭素貯留（バイオ炭等）</b> 農作物残渣等を活用したバイオ炭の生成及び農地土壌への施用の可能性を検討し、排出削減技術の確立を目指します。</p>	<p>バイオマス産業推進課 農業振興課</p>
<p>● <b>スマート林業の推進</b> 林業事業者が行う ICT 機器の導入や、活用のための研修等のスマート林業を支援します。</p>	<p>森林整備課</p>
<p>● <b>グリーン電力証書システムの普及促進</b> グリーン電力証書のシステムや清掃工場における環境価値創出の実績等を紹介するとともに、グリーン電力証書に関する相談・情報提供等の支援をします。</p>	<p>施設機能向上推進室</p>
<p>● <b>カーボンドレジットの活用推進</b> J クレジット制度を活用した排出削減活動のクレジット認証及びカーボン・オフセットを推進します。 また、国際認証を受けた高付加価値 CO<sub>2</sub> の創出・販売を推進します。</p>	<p>バイオマス産業推進課 施設機能向上推進室</p>

## 【環境項目1-3】 再生可能エネルギーの普及促進

### ● 施策の目標

市役所自らが再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、創エネルギーの重要性を市民や事業者等に発信し、太陽光やバイオマスなど、本市の特性に適した再生可能エネルギーの普及に努め、脱炭素社会の構築を推進します。

### 施策1 地域への再生可能エネルギー等の普及促進

<p>● <b>再生可能エネルギーの普及促進</b></p> <p>住宅及び事業所への太陽光発電及び蓄電池の導入を促進するとともに、農地における太陽光発電や山間部における小水力発電の導入、木質バイオマスのエネルギー利用を図ります。</p>	<p>環境政策課 施設機能向上推進室</p>
<p>● <b>未利用エネルギーの有効活用の推進</b></p> <p>太陽光発電の余剰電力を活用するため、蓄電池や水素製造装置等の利用拡大に向けた情報収集・情報発信に努めます。</p> <p>また、地中熱を空調などの熱源として利用するなど、未利用エネルギーの活用を推進します。</p>	<p>環境政策課 施設機能向上推進室</p>
<p>● <b>市役所自身の再生可能エネルギーの活用</b></p> <p>回収した廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料の活用等を今後も継続して実施するとともに、木質バイオマスの有効活用についても検討します。</p> <p>また、再生可能エネルギーを活用した発電設備を導入した施設においては、今後も適切な維持管理を行うとともに、より効率的な運用についても検討します。</p>	<p>森林整備課 循環型社会推進課 バイオマス産業推進課 上下水道局下水道施設課</p>

## 【環境項目1-4】 気候変動への適応

### ● 施策の目標

温室効果ガスの排出量削減を行う取組を進めるとともに、すでに現れている気候変動の影響や今後、避けることができない影響への適応策を推進します。

施策1 県及び事業者等と連携した適応策の展開	
<p>● <b>農林水産業</b></p> <p>気候変動に適応した農作物への転換支援に努めます。 また、有明海の漁業者へ県で計測している海況・気象データの情報提供など支援を行います。</p>	<p>農業振興課 水産振興課</p>
<p>● <b>水資源・水環境</b></p> <p>水道出前講座や施設見学等の実施により、水の重要性の啓発を行うとともに、断水時にも安全で安心な水が供給できるよう、設備の更新や整備を計画的に行います。</p>	<p>上下水道局総務課</p>
<p>● <b>自然生態系</b></p> <p>「東よか干潟」の保全と活用を各主体と協働で推進し、多様な自然環境の保全に取り組みます。</p>	<p>環境政策課</p>
<p>● <b>自然災害</b></p> <p>雨水ポンプや雨水幹線等の整備による浸水対策事業の推進や、ハザードマップによる市民・地域への自然災害の被害想定への周知、防災意識の高揚を図ります。 また、食料、飲料水、生活必需品等の供給及びこれらの物資の輸送、燃料の補給等に関して民間事業者との協定締結に努めます。</p>	<p>河川砂防課 危機管理防災課 北部建設事務所 南部建設事務所 企業立地課</p>
<p>● <b>健康</b></p> <p>感染症対策や熱中症予防に関する注意喚起や情報発信等による健康被害への対策を行います。 また、事業者と連携し、一時的に暑さをしのぐ場所「涼み処」を確保するとともに、市民の利用を促進するための周知を行います。</p>	<p>健康づくり課 環境政策課</p>
<p>● <b>市民生活</b></p> <p>市民が気候変動へ関心を持ち、居住環境やライフスタイルの工夫に努めるよう、効果的な施策を検討していきます。</p>	<p>環境政策課</p>

## 基本目標 2

# 持続可能な循環の仕組みで、成長し続けるまち

### ～ めざす姿 ～

市民や事業者が自ら進んで3Rに取り組み、大量生産・大量消費型の社会から、環境に配慮した持続可能な資源循環型のまちづくりを目指します。

### ～ 現状と課題 ～

#### 3Rの 推進

- 1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にありますが、全国平均や佐賀県平均と比較すると、まだ多い状況にあり、さらなるごみの減量化及び資源化の推進に向けた取組を進める必要があります。
- 本市のリサイクル率は県内平均よりも低い状況にあり、分別徹底等の取組によりリサイクル率の向上を図る必要があります。
- 一般家庭から排出される燃えるごみのうち、生ごみの割合が最も多くなっており、生ごみの減量に向け、家庭用生ごみ処理容器の普及・拡大に向けた取組を進める必要があります。
- 家庭ごみのごみ質組成調査(令和6年6月実施)では、手付かず食品や食べ残しなどの「食品ロス」が17.8%含まれており、食品ロスの削減に向けた効果的な取組を今後も継続して実施する必要があります。
- 清掃工場に許可業者が搬入する燃えるごみのうち、事業所からのちゅう芥類、事務所や店舗からのその他紙などの紙類が大半を占めており、事業系ごみの減量に向けた取組を進める必要があります。
- 家庭系燃えるごみの中には、資源化可能なプラスチック製容器包装やプラスチック製品等が多く含まれています。
- 「プラスチック資源循環促進法」の施行により、市町村に対し排出抑制やプラスチック製品の分別収集及びリサイクルなどの3R+Renewableの促進が求められており、プラスチックの分別リサイクルを進めていく必要があります。
- 本市では、清掃工場での廃棄物焼却熱利用、下水浄化センターでの消化ガス発電等、廃棄物資源のエネルギー利用に取り組んでいます。温室効果ガス排出量の削減にも貢献しており、今後も継続して取り組む必要があります。

#### 循環経済 システム

#### 適正処理

- 一般廃棄物最終処分場を長く使用していくため、埋立するごみの減量・リサイクルの推進、焼却残渣の資源化などを行い、埋立負荷を軽減する必要があります。

### ～ 成果指標と目標値 ～

指標	基準値 (2023年度)	目標 (2034年度)
1人1日当たりごみ総排出量	937 g	856 g
1人1日当たり収集もえるごみ排出量	456 g	416 g
リサイクル率	20.9%	22%以上

## 【環境項目 2-1】 3R の推進

### ● 施策の目標

廃棄物のさらなる削減に向けて、市民や事業者に対して、情報提供や体験学習等を通じた啓発等により、3R を推進するとともに食品ロスの削減等の課題に対応していくことで、持続可能な形で資源を利用する「サーキュラーエコノミー」への転換を目指します。

施策Ⅰ 3Rの推進	
<p>● <b>家庭系ごみのリデュースの推進</b> 環境に配慮した製品やサービスの利用について市民に向けた情報発信や給水スポットの市内への設置によるマイボトルの利用促進を行い、ごみを出さない生活を送る市民意識の醸成に努めます。 また、市内各地で生ごみ減量の講座の実施や相談・サポート、<b>家庭用生ごみ処理容器等の購入補助</b>を行います。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>家庭系ごみのリユースの推進</b> 家庭に眠る不用品のリユースを推進するために、佐賀市エコプラザでの再生品販売やエコマーケットの開催、民間リユースの情報提供等を通して、「捨てる」以外の選択肢を提供し、ごみとして処分される物の減量に取り組みます。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>家庭系ごみのリサイクルの推進</b> 地域による資源物回収運動の支援や紙ごみのごみ出しルールの工夫、様々な機会を利用しての分別徹底の周知などによりリサイクルを推進します。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>事業系ごみのリデュース・リユースの推進</b> 事業系一般廃棄物を多く排出する事業者に対し、廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出を義務付け、事業所内でのごみの減量化・リサイクルを計画的に進めることを求めています。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>事業系ごみのリサイクルの推進</b> 資源となる紙ごみについては清掃工場での焼却を行わないこととし、燃えるごみとの分別を徹底していくことで古紙リサイクルを推進するほか、草類や剪定枝等の民間リサイクルを促進し、バイオマスの有効利用を図ります。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>3R 行動に対するインセンティブの検討</b> 3R に関する行動に対し、ポイント付与による特典など、<b>楽しみながらごみ減量の取組</b>ができる環境づくりについて検討します。</p>	循環型社会推進課

**施策2 市民・事業者の意識啓発及び取組**

<p>● <b>ごみの排出等に関する市民の意識啓発</b>                  動画やパンフレット、アプリ等で「佐賀市の正しいごみの出し方」について分かりやすく周知するとともに、市報やホームページ等を活用し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用などの情報を定期的に提供します。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>ごみの排出等に関する事業者の意識啓発</b>                  生ごみを多量に排出する事業者への、生ごみ処理機によるリサイクルの情報提供（導入費の補助制度等）、分別が適正でない事業所への個別訪問指導の実施等により、事業者に対してごみの減量方法や適正な分別等の啓発を行います。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>ごみ減量に関する学習の場の提供</b>                  清掃工場内でのごみ処理の様子の見学やエコプラザでの講座・イベントの開催、SNS等を使用したエコプラザからの情報提供等、市民がごみ問題について学び、考える機会を提供します。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>市役所自身のごみ減量行動の推進</b>                  (i) <b>公共工事建設副産物のリユース・リサイクル</b>                  「建設副産物処理の方針」に基づき、市が発注する全ての公共工事の施工に伴う建設副産物の再使用・再資源化に努めます。</p>	建築指導課
<p>(ii) <b>浄水・下水汚泥の有効活用</b>                  浄水処理の過程で発生する汚泥は園芸用改良土の資材として活用し、下水処理の過程で発生する汚泥については肥料化に努めます。</p>	上下水道局浄水課 上下水道局下水道施設課
<p>(iii) <b>DXによるペーパーレス化の推進</b>                  文書管理システム及び財務会計システムによる電子決裁の活用、電子入札システムの活用、会議資料等へのICT活用などを推進し、市の事務事業のペーパーレス化に努めます。</p>	総務法制課 財政課 契約監理課 デジタル推進課

**施策3 食品ロス削減対策**

<p>● <b>食品ロスに関する普及啓発</b>                  毎月30日と10日は、家庭でできる食品ロス削減の取組を実践するよう「家庭版3010運動」のリーフレット等を活用し、エコプラザ利用者のほか、出前講座やイベント参加者への啓発を行います。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>未利用食品の有効活用</b>                  食品ロス削減マッチングサービス「SAGAタベスケ」やフードドライブ等、未利用食品の有効活用を推進します。</p>	循環型社会推進課

## 【環境項目 2-2】 循環経済システムの構築

### ● 施策の目標

プラスチックの資源循環の促進及び廃棄物のリサイクル、エネルギー利用を推進します。

施策1 プラスチックの資源循環の促進	
<p>● <b>プラスチックごみの削減</b></p> <p>使い捨てプラスチック製品の使用抑制やプラスチック使用量が少ない製品や代替商品の利用等の普及促進を図ります。</p> <p>プラスチック使用製品の製造又は販売をする事業者に向け、リサイクルしやすい商品の開発やプラスチック製品の排出抑制等の普及啓発を行います。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>プラスチック再資源化の推進</b></p> <p>プラスチック製容器包装やプラスチック製品の分別・リサイクルについて検討し、プラスチックごみを資源として回収する仕組みを構築します。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>海洋プラスチックごみ対策の啓発</b></p> <p>大雨時等に有明海に流入するプラスチックごみの状況等を周知するとともに、市民への啓発活動を実施します。</p>	循環型社会推進課 環境政策課
<p>● <b>ペットボトルの完全循環リサイクルの推進</b></p> <p>ペットボトルをごみではなく資源として活用し、もう一度ペットボトルに再生する「ボトル to ボトル」という完全循環型リサイクルを実施します。</p>	循環型社会推進課
施策2 バイオマスの有効利用	
<p>● <b>草類、剪定枝のリサイクル</b></p> <p>本市の施設に搬入された剪定枝の一部をチップ化し、市民へ無料配布を継続するとともに、なるべく焼却処理を避けるため、民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを促します。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>高品質バイオディーゼル(HiBD)の利用</b></p> <p>使用済みの天ぷら油を回収・精製し、バイオディーゼル燃料として再生させ、市営バスやごみ収集車の燃料として活用することでバスやごみ収集車の運行に伴う温室効果ガス排出量を削減します。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>民間活用による新たな地域循環圏リサイクルの研究</b></p> <p>民間企業の活力や創意工夫を積極的に活用できる環境を整備し、生ごみや紙おむつ等のリサイクル推進に向けた調査研究を継続します。</p>	循環型社会推進課

**施策3 廃棄物等エネルギーの活用促進**

<p>● <b>廃棄物焼却熱の活用</b>          清掃工場の廃棄物焼却熱を利用して発電し、市有施設へ電力供給するとともに、同時に発生する余熱を周辺施設へ供給します。</p>	<p>施設機能向上推進室          循環型社会推進課</p>
<p>● <b>下水道バイオガスの利用促進</b>          下水浄化センターでの消化ガス発電と廃熱有効利用を促進します。</p>	<p>下水道施設課</p>
<p>● <b>微細藻類の培養による資源創出</b>          「さが藻類バイオマス協議会」による情報提供やビジネスマッチング等を行うとともに、清掃工場で発生する二酸化炭素等を活用して微細藻類を培養し、その藻類から抽出した有用成分やオイルを使った健康食品や化粧品等、幅広く商業化が期待できる藻類を活用した事業展開を図ります。</p>	<p>バイオマス産業推進課</p>

〈コラム：佐賀市清掃工場（廃棄物発電・小水力発電）〉

## 【環境項目 2-3】 ごみの適正処理

### ● 施策の目標

環境に配慮した、安全で効率的なごみ処理施設の維持管理を行います。

施策Ⅰ 処理施設の安定的運用及び適正な収集体制の維持	
<p>● <b>可燃ごみ搬入時の検査及び指導</b>                      清掃工場への違反ごみや処理困難物の搬入防止のため、清掃工場に搬入されるごみを抜き打ちで検査し、分別が適正でない場合には、搬入者への指導や排出事業者への個別訪問等を実施します。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>処理施設の適正な維持管理</b>                      ごみの搬入・焼却に伴い発生する悪臭や有害物質の敷地外への漏洩がないように徹底するなど、ごみ処理施設の適正な運転管理に努めます。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>最終処分場の維持管理と改修整備</b>                      埋立地周辺の環境に配慮して、老朽化施設の改修を行うなど、適正な維持管理に努めるとともに、最終処分場の延命化のための措置を行います。</p>	循環型社会推進課 施設機能向上推進室
<p>● <b>ごみステーションの適正管理</b>                      地元自治会等が管理するごみステーションを適正な状態に保つため、巡回パトロール、分別表示板の設置、違反ごみ注意ステッカーの貼付等を行い、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行います。                      また、カラスや小動物によるごみ散乱を防ぐためネット等の購入補助を実施します。</p>	環境保全課
<p>● <b>ごみの収集運搬</b>                      地区ごとに決められた期日に排出されるごみを適正に収集し運搬します。</p>	循環型社会推進課 環境保全課
<p>● <b>資源物持ち去り行為防止対策</b>                      ごみ集積所に出された再生可能な資源物を市の許可なく持ち去ることを防止するため、広報活動やパトロール等を行います。</p>	循環型社会推進課 環境保全課
<p>● <b>高齢者へのごみの排出支援の検討</b>                      ごみステーションまでごみを運ぶことが困難な高齢者対象に、玄関前までごみの戸別収集の実施を検討します。</p>	環境保全課

### 基本目標 3

## 水とみどりにあふれ、心地よさを実感できるまち

### ～ めざす姿 ～

本市の豊かな水とみどり、希少な生態系が残る個性的な自然環境は、私たちの暮らしに安らぎや癒しを与える存在であるとともに、魅力的な景観の形成、人々の憩いの場の提供など様々な役割を果たしています。

今後も、佐賀の経済・社会を支える基盤である自然と共生した快適なまちづくりを目指します。

### ～ 現状と課題 ～

- 河川や農業用水路(クリーク)には特定外来生物の水草が繁茂し、水路や農業被害、在来種への影響が危惧されています。
- 市内の団体や個人のみなさんが、ボランティアで河川清掃に取り組んでいますが、高齢化や人口減少が進むなか、継続的な活動に向けた担い手確保及び担い手の負担軽減等が必要になっています。
- 農業用水路(クリーク)や干潟等に希少な生態系が残る個性的な自然環境を有しており、開発時にはこれらの自然環境に配慮した工法等を採用する必要があります。
- 本市の北部に位置する脊振山系山麓一帯の豊かな自然環境や古湯・熊の川温泉といった歴史ある温泉地など多様な地域資源を擁しており、自然資源を活用した地域活性化を図っています。
- 本市の森林は、伐採適齢期にあるにも関わらず、様々な要因により森林整備が遅れています。
- 市民は、みどり及び水辺等の様々な自然環境を有した公園、田園風景に愛着を持っており、水辺や森林の保全、農地の確保等を進める必要があります。
- ラムサール条約に登録されている東よか干潟は、日本一のシギ・チドリ類の渡来数を誇り、ムツゴロウ やワラスボなどユニークな生きものが数多く生息している一方、流木やよしくずの他、プラスチック類などの生活系ごみも多く漂着しており、保全と適正利用を進める必要があります。
- 東よか干潟は、紅葉するシチメンソウの鑑賞やバードウォッチングで賑わっており、自然体験の場や観光資源として重要な役割を担っています。
- 屋外広告物は、自然やまちの景観を損なう要因となり得るため、佐賀市屋外広告物条例に基づいた規制・誘導を進めていく必要があります。

### ～ 成果指標と目標値 ～

指標	基準値 (2023年度)	目標 (2034年度)
市街地のみどりが増えて景観が良くなったと感じる市民の割合	55.7%	65.2%
市民1人当たりの都市公園*面積	8.1㎡	8.4㎡
屋外広告物許可割合	86.8%	100%

\*都市公園…人々のレクリエーション空間の創出、良好な都市景観の形成、生物多様性の確保等を目的として国営公園及び地方公共団体が設置する公園および緑地です。本市には街区公園、「トンボの池公園」等の近隣公園、「干潟よか公園」等の総合公園等があります。

## 【環境項目 3-1】 清らかな水辺の確保

### ● 施策の目標

水辺の環境を、生活にうるおいと安らぎをもたらす身近な自然空間として保全するとともに、触れ合いをもたらす親水性を創出し、自然と共生するまちをめざします。

施策 1 水辺空間の整備	
<p>● <b>親水空間の創出</b> 市内の河川・水路において、自然豊かで市民が水と触れ合える親水空間を意識した河川整備を実施します。</p>	<p>河川砂防課 北部建設事務所 南部建設事務所</p>
<p>● <b>多自然型護岸の整備</b> 河川等の整備に際しては、生物の生息生育環境の確保や自然環境の多様化につながるような多自然型の護岸整備を推進します。</p>	<p>農村環境課 河川砂防課 北部建設事務所 南部建設事務所</p>
施策 2 河川等の機能保全及び清掃活動の促進	
<p>● <b>河川、水路等の機能の保全</b> 河川、水路等の機能保全を図るため、浚渫（水底に堆積した土砂をさらう作業）や護岸整備を随時実施し、美しい水辺環境を整備します。</p>	<p>農村環境課 河川砂防課 北部建設事務所 南部建設事務所</p>
<p>● <b>地域が一体となった農村環境整備</b> 地域の農業用水路、農道等について、農業者だけでなく、住民、団体も参加して行う保全活動を支援し、農村の自然環境や景観を守ります。</p>	<p>農村環境課</p>
<p>● <b>ナガエツルノゲイトウ及びブラジルチドメグサ等水草の除去による水路の機能保全</b> 水路の機能保全を図るため、水路管理者によるパトロールや市民からの通報により、ナガエツルノゲイトウ及びブラジルチドメグサ等水草の繁茂が確認された場合には、地域住民等と協力して、速やかに除去し、他地域への拡大防止に努めます。</p>	<p>農村環境課 河川砂防課 北部建設事務所 南部建設事務所 環境政策課</p>
<p>● <b>市民・事業者主体による河川・水路の清掃</b> 市民・事業者が主体となって実施される河川・水路の清掃活動に対して、清掃器具・資材の貸出しやごみの回収などの支援を行います。 また、市内の河川・水路の清掃に積極的に取り組んでいる企業等をパートナーとして登録し、登録企業等の活動を本市のホームページ等で市内外へ PR します。</p>	<p>河川砂防課 北部建設事務所 南部建設事務所</p>

## 【環境項目 3-2】 豊かなみどりの確保

### ● 施策の目標

森林や農地は農林業の基盤であるだけでなく、森林と農地の保全が美しい川や海を守り、水辺空間の保全にも寄与します。市内に残るこれらの豊かなみどりを保全するほか、人々の生活の中でみどりを身近に感じることができる快適なみどり空間の創出に向けて、市民との協働により緑化活動を促進します。

### 施策 1 森林の整備と保全

<p>● <b>市有林・公団分収林の育成</b> 優良な森林資源の確保と財産形成を図るため、間伐や枝打ちなどの森林保育事業を継続して実施します。</p>	森林整備課
<p>● <b>森林経営管理制度等の推進</b> 森林整備を促すとともに、森林経営管理制度等を活用し、森林所有者に代わって森林整備を推進します。</p>	森林整備課
<p>● <b>森林資源の持続的な利用の促進</b> 市の公共建築物や公共土木工事等において積極的に地元産材の利用を促進します。また、九州（佐賀）の間伐材を配合したコピー用紙等「木になる紙」の導入の継続と普及促進を図ります。</p>	森林整備課 建築住宅課 契約監理課
<p>● <b>エリートツリーの普及</b> 森林の循環サイクルを早めた低コスト林業の実現のため、次世代精英樹「サガンズギ」の植栽を推進します。</p>	森林整備課
<p>● <b>森林の持つ役割の啓発</b> 市民向けの森林浴体感ツアー等の開催や、植樹・育樹活動を行うイベントの実施等を通して、森林が有する公益的機能に対する市民の理解を深めていきます。</p>	森林整備課 緑化推進課

### 施策 2 農用地の確保

<p>● <b>農用地の保全</b> 担い手となる農業者や経営体の確保・育成を行うとともに、農産物の生産性向上や需要拡大、農地の集約等を図り、農用地の保全や耕作放棄地の解消につなげます。</p>	農業振興課
<p>● <b>環境にやさしい農業の推進</b> 有機農業の取組や環境配慮型機械の導入、わらのすき込み等の実施による環境保全型農業の普及を推進します。</p>	農業振興課

### 施策3 緑地の創造と保全

<p>● 市民・事業者の緑化活動の支援 市民・事業者等と一体となつての緑化を推進し、みどりあふれる市街地の形成に努めます。</p>	<p>緑化推進課</p>
<p>● 既存の空間・樹木等を活かした公園の再整備 既存ストックを活用しながら、老朽化した施設の更新・再整備を行うとともに、施設のバリアフリー化や安全性の向上を図ります。</p>	<p>緑化推進課</p>
<p>● 公共地（公共施設、街路等）の緑化の推進 佐賀市みどりの基本計画に基づき、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化や街路樹の整備を計画的に実施します。</p>	<p>緑化推進課 道路整備課</p>
<p>● グリーンツーリズムの推進 農業体験、農家等へ民泊、直売所や加工所での買い物、農家レストランでの食事などを通して消費者と生産者を結びつける本市ならではのグリーンツーリズムを推進します。</p>	<p>農業振興課</p>

### 〈ネイチャーポジティブ（自然再興）〉

ネイチャーポジティブとは、日本語訳で「自然再興」と言い、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。

これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨です。

#### ■「MY 行動宣言」

一人ひとりが生物多様性との関わりを身近な生活の中で実感し、行動してもらうことを目的とした、普及啓発ツールです。

「MY 行動宣言 5 つのアクション」の中からできることを選んで、あなたの「MY 行動宣言」として宣言し、生物多様性を守るために行動しましょう。

せいぶつたようせい まも わたし  
生物多様性を守るために、私たちにできるアクション!

マイ こう どう せん げん  
**MY 行動宣言**

Act 1 **たべよう** じもと 地元でとれたものを食べ、  
じゆん 旬のものを **味わ**います。  チェックしてね!

Act 2 **ふれよう** たず 生の自然を体験し、動物園、水族館や植物園  
などを訪ね、自然や生きものに **ふれ**ます。

Act 3 **つたえよう** しぜん 自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、  
しやせん え 写真や絵、文章などで **伝**えます。

Act 4 **まもろう** い 生きものや自然、人や文化との「つながり」を  
まも 守るため、地域や全国の活動に **参**加します。

Act 5 **えらぼう** エコラベル エコラベルなどが付いた環境に優しい商品を選  
んで **買**います。

資料：環境省「MY 行動宣言の紹介」

## 【環境項目 3-3】 生物多様性の保全

### ● 施策の目標

動植物の生息生育環境を保全するとともに、山・川・海の環境の豊かさを市民が実感することで、生物多様性を保全し、**ネイチャーポジティブの実現を目指します。**

### 施策 1 健全な生態系の保全

<p>● <b>動植物の生息生育状況の把握</b> 自然環境保全及び地域資源の利活用等、環境施策の基礎資料とするため、動植物の生息生育状況の調査を継続的に実施します。</p>	環境政策課
<p>● <b>生物環境への影響に配慮した公共工事の調整</b> 市が実施する公共工事の実施に当たっては、市内の絶滅危惧種をはじめとする動植物の生息生育環境への影響をなるべく抑えるように工事の調整を行います。</p>	環境政策課
<p>● <b>生物多様性を増進する活動の推進</b> 生物多様性増進活動促進法に基づき、市民や事業者・関係機関等と協働して、豊かな生物多様性を維持する活動、生物多様性を回復・創出する活動を推進します。</p>	環境政策課
<p>● <b>干潟の保全</b> 市民や事業者・関係機関等と協力して海岸清掃活動やシチメンソウ保全活動を行い、干潟環境を保全することにより、東よか干潟が有する独特の生態系を維持します。</p>	環境政策課

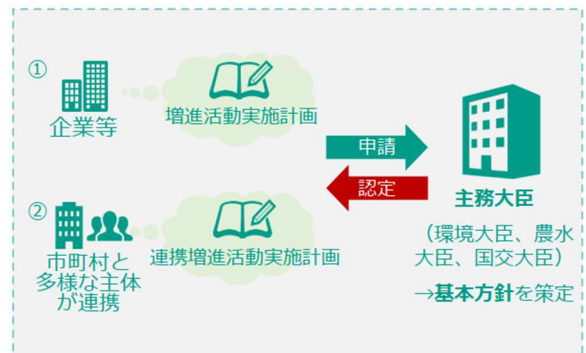
### 〈生物多様性増進活動促進法〉

「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（生物多様性増進活動促進法）が2024年（令和6年）4月19日に公布され、2025年（令和7年）4月の施行を予定しています。同法は、事業者等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進する認定制度を創設する等の措置を講じることで、豊かな生物多様性を確保し、ネイチャーポジティブの実現を推進しようとするものです。

#### ■ 主な措置事項

##### (1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① 企業等が生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定。
  - ② 市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」として主務大臣が認定。
- ⇒ ①又は②の認定を受けたものは、活動に必要な手順のワンストップ化・簡素化といった特例を受けることができる。



##### (2) 協定制度の創設

⇒ ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができ、長期的・安定的に活動が実施できる。

資料：環境省「【概要】地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案」

<b>施策 2 自然観光資源の保全と活用</b>	
<p>● <b>北部山麓一帯の活用推進</b> 北部山麓一帯の自然や温泉等の観光資源を活かした魅力的な観光地として、北山ダム周辺や金立山緑のシャワーロードなどをPRし、自然環境の保全と利用者の安全及び快適性の確保を目的とした維持管理を行います。</p>	観光振興課 緑化推進課
<p>● <b>希少生物の保全と観光資源活用</b> 有明海の干潟に自生する絶滅危惧種「シチメンソウ」や久保泉町帯隈山に自生する国指定天然記念物「エヒメアヤメ」などの希少生物について、住民が行う生息生育環境の保全活動等を支援します。</p>	文化財課 東与賀支所総務・地域振興グループ
<p>● <b>河畔林(横堤)の維持管理</b> 佐賀平野に残された貴重なグリーンベルトである横堤を、ふるさとの原風景、歴史的遺産として保存し整備します。</p>	農村環境課
<p>● <b>干潟の観光資源としての活用</b> ラムサール条約登録湿地である東よか干潟の魅力を市内外へ積極的にPRし、干潟を活かした観光を振興します。</p>	観光振興課 環境政策課
<p>● <b>交流・学習の機会の提供</b> 東よか干潟での自然観察会や湿地交流会、森林を活用した森林浴セラピー及び森林環境教育など、本市の自然を活用した交流・学習の機会を提供し、自然環境保全に対する意識高揚を図ります。</p>	環境政策課 森林整備課

<b>施策 3 外来生物対策</b>	
<p>● <b>外来生物の侵入状況の把握及び対策方針の設定</b> 市内に侵入している外来生物の分布状況を把握するとともに、種の特性や被害状況を踏まえた対策方針を設定し、計画的な外来生物対策を推進します。</p>	環境政策課
<p>● <b>外来生物に対する市民意識の醸成</b> 外来生物の侵入状況や、外来生物による被害状況及び外来生物の除去方法等に関する情報を発信し、市民意識の醸成を行います。</p>	環境政策課
<p>● <b>外来生物の除去対策の推進</b> 市内に移入してきた外来生物のうち、自然環境や生活環境、産業などに悪影響を及ぼす種については、県や市民ボランティア、地元住民等と協力して除去を行います。</p>	環境政策課

## 【環境項目 3-4】 自然環境と調和したまちづくり

### ● 施策の目標

自然と調和した適正な都市や市街化整備を進めながら、山から海までの自然や、自然と生物が連携・共生する景観が形成されたまちを目指します。

施策 1 都市景観の形成	
<p>● 都市の風致の維持・保全</p> <p>都市環境の保全を図るため、風致の維持が必要な風致地区については、佐賀市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づき建築制限等の規制誘導を進めていきます。</p>	建築指導課
<p>● 住民主体の環境保全等のルールづくり</p> <p>住民自らが良好な住環境の保全・形成等を図るため主体的に定める協定や地区計画等のルールづくりを支援します。</p>	都市政策課
<p>● 良好な景観の形成</p> <p>一定規模以上の建築物・工作物の建築行為等の際の届出制度による景観誘導や景観への市民の意識醸成を図るとともに、屋外広告物の適正な規制・誘導を行うことにより、良好な景観形成を推進します。</p>	建築指導課
施策 2 歴史文化的な環境の保全	
<p>● 歴史あるみどり空間の保全</p> <p>天然記念物に指定された樹木の樹勢調査を行い、古くから伝わる古木や巨木を保存樹等として指定し、所有者と協力しながら、歴史あるみどり空間の保全を図ります。</p>	緑化推進課 文化財課
<p>● 景観重要建造物等の保存</p> <p>歴史的・景観的に優れた建造物等を保全するため、景観重要建造物等として指定し、外観の補修に要する費用の一部を助成するなどの支援を行います。</p>	建築指導課

## 〈ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」〉

### ■ ラムサール条約とは

ラムサール条約は1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。

### 【ラムサール条約の3つの柱】

#### 保全・再生

水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活を支える重要な生態系として、幅広く湿地の保全・再生を呼びかけています。

#### ワズユース(賢明な利用)

ラムサール条約では、地域の人々の生業や生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の「賢明な利用(Wise Use:ワズユース)」を提唱しています。「賢明な利用」とは、湿地の生態系を維持しつつそこから得られる恵みを持続的に活用することです。

#### 交流・学習

ラムサール条約では、湿地の保全や賢明な利用のために、交流、能力養成、教育、参加、普及啓発(CEPA:Communication, Capacity building, Education, Participation and Awareness)を進めることを大切にしています。

### ■ 本市のワズユースの取組

#### ○ シギの恩返し米

2015年(平成27年)5月ラムサール条約湿地登録された東よか干潟周辺の農地で収穫される「シギの恩返し米」は、干潟の生きものに配慮した持続可能な農業を取り入れた新たな農法により栽培されており、高付加価値農産物として地域振興に資するだけでなく、人と自然との持続的な共生を育むブランド米として高い評価を得ています。

#### ○ 東よか干潟ラムサールクラブ

市内小中学生を対象とした「東よか干潟ラムサールクラブ」では、干潟の生き物や渡来する野鳥の観察、他のラムサール条約湿地で活動する子供たちとの交流を通じて、東よか干潟の価値や魅力を学びその素晴らしさを多くの人に伝える未来のリーダーが育っています。



シギの恩返し米



東よか干潟ラムサールクラブ

## 基本目標 4

# 安全で快適な生活環境のまち

## ～ めざす姿～

市民が日常生活を豊かで快適に過ごすために、空気がおいしく、身近な水やみどりなどの自然を感じられる、安心・安全で衛生的な地域環境を守り、育てていくことを目指します。

## ～ 現状と課題 ～

### 身近な生活環境

- ごみの野焼きや河川への油の流出、アライグマ被害、適正に管理されていない空き家・空き地等に係る苦情・相談が数多く寄せられており、身近な生活環境への市民の関心が高くなっています。
- 人口減少や社会ニーズの変化等に伴い、老朽化した家屋が年々増加しており、景観や防災等の観点から対策が必要となっています。
- 市内の団体や個人のみなさんが、ボランティアでゴミ拾い活動に取り組んでいますが、さらなる高齢化や人口減少の進展を踏まえると、活動に関心を持つ層の掘り起こしを行い、参加者拡大を図る必要があります。

### 生活排水

- 本市を特徴づける河川や農業用水路(クリーク)のきれいさに対する市民の満足度は、他の環境要素に比べ相対的に低く、水質の保全が必要です。
- 生活排水処理の対策を進めていますが、下水道の未接続世帯が一定数あるとともに、市営浄化槽の新規設置数が減少しています。

### 地域環境

- 家庭生活や事業活動の基盤となる水道水の安定供給や適切な下水処理、化学物質の適切な使用等に継続的に取り組んでいく必要があります。

## ～ 成果指標と目標値 ～

指標		基準値 (2023年度)	目標 (2034年度)
生活環境相談件数		321件	基準値より減
下水道接続率		93.2%	95.8%
環境基準 達成状況	水質 (BOD・COD)	一部未達成	達成
	大気	達成	達成
	騒音	達成	達成

～ 施策の内容 ～

【環境項目 4-1】 身近な生活環境の保全

● 施策の目標

市民生活や事業活動によって発生する環境問題について、適切な指導等を行うとともに、空き家等の対策や不法投棄の防止対策などに努めます。

施策 1 生活に密着した環境問題の改善	
<p>● <b>アライグマ及びカラス等の鳥獣害対策</b> アライグマ及びカラス等による生活環境への被害を抑制するため、防除対策の普及啓発及び市民ボランティア、地元住民と協力して駆除を行います。</p>	環境政策課
<p>● <b>ペット類の適正飼育の促進</b> ペット類の飼い主に対して適正飼育の啓発、狂犬病予防集合注射を市内各地域で実施します。また、野良猫による被害を減らすため、地域猫制度を継続します。 ペットを安心して飼育できる環境を整備するため、ペット避難所の設置運営を行います。</p>	環境政策課
<p>● <b>衛生害虫駆除の推進</b> 水路に生息するアカイエカの幼虫の駆除や居住区域の水溜り等で発生するやぶ蚊の対策について啓発を行います。</p>	環境政策課
<p>● <b>家庭ごみ等の野外焼却の禁止</b> 家庭ごみを焼却せずにごみステーションや清掃工場へ搬入するよう指導を行うことにより、煙害の防止に努め、良好な生活環境を守ります。</p>	環境保全課
<p>● <b>身近な生活環境の改善</b> 近隣住民間あるいは市民と事業者間のトラブル等について、当事者間での対話への誘導、原因者への指導、環境阻害要因の除去等の対応を行います。</p>	環境政策課 環境保全課
<p>● <b>空き家・空き地の適正管理</b> 空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理の啓発や指導、空き家の利活用の促進、解体費用の助成等を行います。</p>	都市政策課 環境政策課
<p>● <b>不法投棄の防止対策</b> パトロールや監視カメラの設置などにより、不法投棄の防止に取り組みます。</p>	環境保全課

## 施策 2 市民清掃活動の推進と支援

<p>● <b>清掃活動の推進</b> 市民が自分の選んだ公共の場所を清掃するボランティア活動の「佐賀市アダプトプログラム(さわやかマイタウンSAGA)」や毎年6月実施の「県内一斉ふるさと美化活動」など、市民や事業者、自治会が協力して取り組む清掃活動を推進、支援します。</p>	環境保全課
<p>● <b>清掃ボランティアの支援</b> 地域の自治会やボランティア団体、事業者等が主体となって実施する地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を実施します。</p>	環境保全課
<p>● <b>「佐賀まち!ごみゼロアクション」の推進</b> 市民が主体となった清掃活動を実施することで、環境美化に関する機運を高め、本市がごみのない美しいまちとなることを目指します。 また、本市では佐賀駅周辺等の人通りや来訪者が多い区域を「特定美化地区」に指定しています。当該地区を重点的にきれいにすることで来訪者をもてなし、本市に対するイメージアップに努めます。</p>	環境保全課

## 施策 3 安全な水道水の安定供給

<p>● <b>安全でおいしい水の確保</b> 水源から蛇口までのあらゆる過程における水質管理の徹底や施設の適切な運用により、安全でおいしい水道水を安定的に供給します。</p>	上下水道局浄水課
<p>● <b>上下水道フェアの開催等による啓発</b> 市ホームページや出前講座、上下水道フェアの取組などを通して、水道水の知識や水源の保全などについて啓発を行います。</p>	上下水道局総務課
<p>● <b>水道水の水質検査の実施</b> 毎年度策定する水道水質検査計画に基づき、水質検査を実施するとともに、検査結果を随時公表します。</p>	上下水道局浄水課

## 【環境項目 4-2】生活排水の対策

### ● 施策の目標

生活排水による自然環境への影響を最低限に抑えるため、下水道等エリアマップで定めた処理方式に応じて、適切な施設の整備・維持管理を行います。


施策Ⅰ 下水・し尿の処理	
<p>● <b>公共下水道への接続率向上と適正管理</b> 下水道施設の効率的かつ効果的な整備と適切な維持管理を行うとともに、下水道への接続や適切な利用を市民に啓発していきます。</p>	上下水道局業務課 上下水道局下水道工務課
<p>● <b>農業集落排水への接続率向上と適正管理</b> 農業集落排水処理施設の周辺の水環境を保全するため、排水の水質を定期的に確認し、必要に応じて施設管理受託者に処理方法の改善の助言を行うなど、適切な施設運営を行うとともに、農業集落排水への接続や適切な利用を市民に啓発していきます。</p>	上下水道局業務課 上下水道局下水道施設課
<p>● <b>市営浄化槽の設置と適正管理</b> 公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境衛生の改善を図るため、市上下水道局が主体となって浄化槽の設置や維持管理を行う市営浄化槽事業を推進します。</p>	上下水道局給排水設備課
<p>● <b>し尿・浄化槽汚泥の適正な収集と処理</b> 家庭や事業所等から排出されるし尿・浄化槽汚泥を計画的に収集・運搬し、かつ適正に処理することで、公衆衛生の確保に努めます。</p>	衛生センター





### 〈生活排水〉

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯等の日常生活からの排水のことです。このうち、トイレの排水を除いたものを生活雑排水といいます。

下水道の普及していない地域で汲み取りトイレや単独浄化槽を使用している場合、生活雑排水はそのまま川や海に流れてしまいます。また、処理設備につながっていても、しょう油大さじ1杯を流した場合、魚が住めるような水にするためには風呂おけ1.7杯分のきれいな水で薄める必要があります。

“汚れた水をそのまま流さない生活”を心がけましょう。

 魚が住める水質にするにはバスタブ(300L)が何杯必要？

天ぷら油(20ml)		× 20 杯
マヨネーズ(大さじ1杯:15ml)		× 13 杯
牛乳(コップ1杯:200ml)		× 11 杯
台所用洗剤(1回分:4.5ml)		× 0.67 杯
シャンプー(1回分:4.5ml)		× 0.67 杯

資料：環境省「生活排水読本」

## 【環境項目 4-3】 地域環境の保全

### ● 施策の目標

市民が日常生活を豊かで快適に過ごすために、空気がおいしく、身近な水やみどりなどの自然を感じられる、安心・安全で衛生的な地域環境を守り、育てていくことを目指します。

### 施策Ⅰ 公害・化学物質等発生の防止

<p>● <b>監視測定の実施</b> 市民の快適な生活環境を確保するために、水質、騒音、振動、大気等の測定調査を継続的に実施し、その結果を公表します。</p>	環境保全課
<p>● <b>水質汚染への対応</b> 河川等への油流出及び魚のへい死事故等が発生した場合には、迅速に被害の拡大防止措置を実施するとともに原因究明を行います。また、下流域への被害拡大のおそれがある場合には、関係市町や関係機関と連携して対応します。</p>	農村環境課 河川砂防課 環境保全課
<p>● <b>大気汚染・悪臭対策</b> 麦わら・稲わらのすき込みや、飼料・敷きわら等としての利用を促進することによりわら焼却を抑制し、煙害を防ぎます。 農業者に対して、家畜排せつ物法に基づき、家畜のふん・尿の適正処理を行うよう指導します。 事業所に対して一般粉じんや悪臭の防止に関する指導等の啓発を行います。</p>	環境保全課 農業振興課 バイオマス産業推進課
<p>● <b>騒音・振動の防止</b> 道路交通に伴う騒音・振動及び交通量調査を実施し、その結果を公表します。また、事業活動に伴う騒音、振動の防止に関する指導等の啓発を行います。</p>	環境保全課
<p>● <b>市の事業における化学物質対策</b> 施設の新設・改修や樹木の消毒等を行う際には、本市が策定した『化学物質の使用に関するガイドライン』に基づき、化学物質の使用による健康被害等が発生しないように努めます。</p>	環境保全課

### 3 環境将来像の実現に向けた市民・事業者の取組

「みんなで創り育む トンボ舞う みどり豊かなまち さが」を実現するために、市民・事業者・行政が連携した取組を進めていきます。市民・事業者のみなさんは、各家庭や事業所において以下のような取組の実践をお願いします。



#### 1. 市民の取組例

脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち	環境項目
<input type="checkbox"/> 家族や友人と環境について話す	1-1
<input type="checkbox"/> 節電や省エネ家電の購入など日常の省エネ行動を積極的に実践する	1-1
<input type="checkbox"/> 住宅の新築・改築時には、断熱化を行い、省エネルギー住宅、ZEH など、省エネルギー性能の高い住宅を検討する	1-1
<input type="checkbox"/> 徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、車を運転するときはエコドライブを心がける	1-1
<input type="checkbox"/> 宅配ボックスの設置や置き配を利用し、再配達を減らす	1-1
<input type="checkbox"/> 旬の食材を食卓に使う(地産地消)	1-1
<input type="checkbox"/> 太陽光発電システムや蓄電池を導入し、再生可能エネルギーを活用する	1-3
持続可能な循環の仕組みで、成長し続けるまち	環境項目
<input type="checkbox"/> ごみを減らし、資源ごみは分別して出す	2-1
<input type="checkbox"/> 服を長く着る、リユースファッションを楽しむなどのサステナブルファッションを実践する	2-1
<input type="checkbox"/> マイバッグやマイボトルの利用、不要な包装は断るなど、使い捨てプラスチックの使用を減らす	2-1 2-1
<input type="checkbox"/> 商品購入時には、リサイクル素材やバイオマス素材などを使った環境にやさしい商品を選ぶ(エコマーク、FSC マーク)	2-1
<input type="checkbox"/> 適量購入、食べきりを習慣化し、食品ロスを削減する	
水とみどりにあふれ、心地よさを実感できるまち	環境項目
<input type="checkbox"/> 「地域の川の清掃」に参加するよう心がける	3-1
<input type="checkbox"/> 地域で花や樹木を育て、みどりあふれる心地よいまちにする	3-2
<input type="checkbox"/> もともと佐賀にいない生きものを、自然の中に解き放ったりしない	3-3
<input type="checkbox"/> 本市の多様な自然や生きものに関心を持ち、近場の自然と触れ合う活動をする	3-3
安全で快適な生活環境のまち	環境項目
<input type="checkbox"/> ペットのふんは必ず持ち帰るなど、飼育マナーを守る	4-1
<input type="checkbox"/> 自分が出したごみは、持ち帰ることを習慣化する	4-1
<input type="checkbox"/> 地域の清掃活動や地域コミュニティでのボランティア活動に参加するよう心がける	4-1
<input type="checkbox"/> 油や調理くずは下水に流さず、適切に処理する	4-2
<input type="checkbox"/> 車を運転するときはエコドライブに努め、アイドリングや空ぶかしはしない	4-3

※環境項目の番号は、施策体系(p.35)に記載している環境項目の番号を示しています。



## 2. 事業者の取組例

<b>脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち</b>	<b>環境項目</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 温室効果ガスの「見える化」を行い、意識的に温室効果ガスを削減する</li> <li><input type="checkbox"/> 設備や電気機器の購入・更新時には、省エネ効果の高い製品を購入する</li> <li><input type="checkbox"/> 外出する際は、徒歩や自転車、公共交通機関を利用する</li> <li><input type="checkbox"/> 社用車は次世代自動車やカーシェアリングを利用する</li> <li><input type="checkbox"/> 鉄道などの大量輸送機関を活用するなど物流の効率化を図る</li> <li><input type="checkbox"/> 地元産材を優先的に活用する(地産地消)</li> <li><input type="checkbox"/> ペーパーレスやテレワークに取り組む</li> <li><input type="checkbox"/> 職場で環境について話す時間をつくる</li> <li><input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーを導入し、事業活動に必要なエネルギーを賄う</li> <li><input type="checkbox"/> バイオマス燃料など、温室効果ガスの排出が少ない燃料の使用に努める</li> <li><input type="checkbox"/> クーリングシェルター等、市の適応策に関する取組に協力する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-3</li> <li>1-3</li> <li>1-4</li> </ul>
<b>持続可能な循環の仕組みで、成長し続けるまち</b>	<b>環境項目</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事業系ごみの削減と3Rを推進し、新たに再資源化できるものを増やす</li> <li><input type="checkbox"/> 製品や商品の設計段階から廃棄物を出さないようにする</li> <li><input type="checkbox"/> 簡易包装や量り売りを行い、使い捨てプラスチックの使用量を削減する</li> <li><input type="checkbox"/> 地産地消や3010運動など食品ロス削減に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-1</li> <li>2-1</li> <li>2-1</li> <li>2-1</li> </ul>
<b>水とみどりにあふれ、心地よさを実感できるまち</b>	<b>環境項目</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「地域の川の清掃」に協力する</li> <li><input type="checkbox"/> 事業所の緑化(屋上緑化、壁面緑化、生垣や樹木・花の植栽)を進める</li> <li><input type="checkbox"/> 地域の緑化活動に協力する</li> <li><input type="checkbox"/> 事業活動にあたっては生きものやその生息生育環境との共生に努める</li> <li><input type="checkbox"/> 屋外広告物を設置する際は、周辺景観に配慮する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3-1</li> <li>3-2</li> <li>3-2</li> <li>3-3</li> <li>3-4</li> </ul>
<b>安全で快適な生活環境のまち</b>	<b>環境項目</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 地域の清掃活動に協力する</li> <li><input type="checkbox"/> 事業活動における排水による水質汚濁の防止に努める</li> <li><input type="checkbox"/> 大気汚染物質の排出の少ない低公害車などを導入する</li> <li><input type="checkbox"/> 車を運転するときはエコドライブに努め、アイドリングや空ぶかしはしない</li> <li><input type="checkbox"/> 事業活動における騒音・振動などの発生防止に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4-1</li> <li>4-3</li> <li>4-3</li> <li>4-3</li> <li>4-3</li> </ul>



※環境項目の番号は、施策体系(p.35)に記載している環境項目の番号を示しています。

## 第5章 計画の実効性を高める横断的推進

## 1 市民・企業等との協働体制

本計画は、市民・事業者・行政の連携協働により取組を進めていきます。社会情勢や地域課題の変化に柔軟に対応し適切な協働体制を検討・構築していきます。現在、構築している主な協働体制は以下のとおりです。

### ○ ゼロカーボンシティさがし推進パートナー

脱炭素社会の実現に資する取組を実施する事業者又は団体を「ゼロカーボンシティさがし推進パートナー」として認定し、事業者の表彰や脱炭素経営事例視察会の開催など、一緒になって脱炭素の取組を推進しています。

### ○ 佐賀市アダプトプログラム

市民のみなさんが市と合意の上で、道路や公園など一定区画の公共空間を養子にみたくて、里親の気持ちになって愛情をもって環境美化活動をしていただくものです（養子と里親の関係＝アダプト(adopt)）。プログラムの参加者には、市から清掃用具の提供、活動後のごみの回収等を支援します。

### ○ 佐賀市環境保健推進協議会

校区自治会長会に実践本部をおき、市内の全単位自治会を支部とする組織です。市民の生活環境の向上と健康の増進を図り、健康で住み良いまちづくりの実現に寄与することを目的として、地域での環境美化やごみ減量等の実践活動及び啓発活動を実施します。

### ○ 佐賀 SDGs官民連携円卓フォーラム

佐賀県内でのSDGsの普及と実践を目標として設立されました。特に、企業、行政、市民の協働によって課題解決型事業を県内に推し進めるため、情報交換、事業立案、SDGs ビジネス化などのシーズを育てることを目的としています。

## 2 人材育成・行動変容の促進

### 1. 環境教育の充実

#### (1) 環境教育の意義

教育には学校教育だけでなく、家庭教育、社会教育といった多様な場面があり、人は年齢に関係なく生涯において学習をしていく必要があります。特に、環境学習は、日常生活と密接な関係にあり、身近な内容であることから興味を引きやすく、取り組みやすい学習テーマです。

#### (2) 環境教育の目的

環境保全の第一段階は「人づくり」であると考えます。これは環境を良くも悪くもする主要な要因に人が介在するためです。この「人づくり」のために啓発や環境学習の支援を推進し、市民が環境保全等の共通の認識を持ち、深い理解と自発的な実行力を身につけ、市民一人ひとりが環境保全等に対して意識的に、かつ積極的に関わることをめざします。

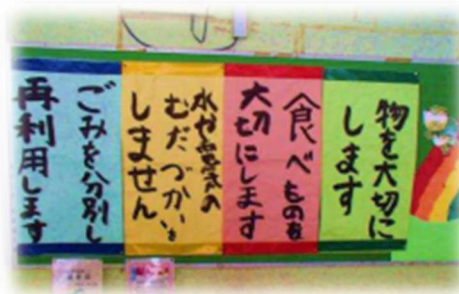
#### (3) 人材育成・行動変容を促す環境教育の取組

##### 学校における環境教育

###### ● 佐賀市学校版環境 ISO

本市では豊かな自然環境を守り、未来の子どもたちに継承するために、「佐賀市学校版環境 ISO 認定制度」を設けています。すべての市立小中学校がこの制度の認定を取得し、子どもたちと先生と一緒に環境について考え、環境保全活動に取り組んでいます。

学校ごとに定めた独自の実行目標に取り組んでおり、PDCA サイクルに沿って活動を進めるとともに、この活動を通して、保護者や地域住民が環境保全に取り組むきっかけづくりを進めます。



行動目標の校内掲示  
資料：令和6年度佐賀市環境報告書

##### 地域における環境教育

###### ● 佐賀市環境保健推進協議会の取組

市内の全単位自治会を支部とする「佐賀市環境保健推進協議会」では、地域での環境美化やごみ減量等の実践活動及び啓発活動に取り組めます。

こうした自治会活動と一体化しての手法により、地域住民が環境保全行動に参加する機会が多く創出され、地域の環境について学び、考える人材の育成にもつながることが期待できます。

###### ● 公民館での環境学習

公民館等において、環境に関する講座、緑化・美化活動、清掃活動などに取り組み、公民館が中心となった地域づくり活動を推進します。

### ● 「トンボ王国・さが」づくりの取組

本市では、良好な水辺環境のシンボルとして「トンボ」を掲げ、1989年度（平成元年度）から「トンボ王国・さが」づくりを進めています。

トンボの生態を学ぶことで、多様な自然環境や地域の生態系を保全する必要性を認識し、自然と共生する意識を醸成する機会となることから、今後も「トンボ写真コンクール」や自然観察会「さかの生きものさがし」をはじめとして様々な事業に取り組みます。



さかの生きものさがし

資料：令和6年度佐賀市環境報告書

### ● 環境学習拠点施設（エコプラザ）における環境教育

エコプラザでは、市民、事業者、市民活動団体、行政のそれぞれが、本市の豊かな自然環境や地球温暖化対策、市民及び事業者の環境に配慮した行動、3Rの仕組み等を学び、学習した成果を実際の環境行動につなげることを目的として、ごみ処理施設見学や常設展示、各種講座・イベント等の開催などを通じた環境教育に取り組みます。

### ● ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」を活用した環境教育

東よか干潟ではさまざまな主体による体験学習会やイベントが開催されています。また、これらの活動を支えるための各種支援事業やボランティアガイドの養成も進められています。

2020年（令和2年）10月には、観光・学習・交流などさまざまな活動の拠点となる施設として、東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」を開館しました。今後も各種講座の開催やSNS、館内の映像、プロジェクションマッピング、展示物等により東よか干潟の価値や魅力を発信します。



野鳥、生きもの、シチメンソウ観察  
資料：ひがさすWEBページ

### ● WEBを活用した取組

本市では、市民や事業者に向けた環境に配慮した取組等の環境情報に関する動画を作成し、市のホームページで配信しています。

今後は、WEB版環境講座の開催や動画配信サービスへの環境広告の掲載などにより、場所・時間・対象を問わず環境情報に触れる機会を創出します。

## 大学との連携による環境人材の育成

### ● 環境に配慮した行動の促進

本市は、産官学が連携し、SDGsの目標達成に向けた人材育成及び実践的な行動を促進することを目的とし、佐賀大学の授業科目「佐賀SDGsグローバルアクションⅠ・Ⅲ」の一般開放や、市内事業所等を対象とした「佐賀SDGsアクション会議」の実施等、市民や市内事業所等のSDGsへの取組を支援します。

## 企業との連携における行動変容の促進

### ● 地元企業と連携した環境意識の醸成

大型商業施設でのイベントの開催やスポーツ団体と連携した環境イベント等を行っていくことで、幅広い層の環境に対する関心を高めます。

### 3 推進体制と進行管理

#### 1. 計画推進の主体

環境将来像「みんなで創り育む トンボ舞う みどり豊かなまち さが」の実現において本計画を推進していくためには、各主体がそれぞれの役割と責任を持って、環境保全のために求められる行動を行う必要があります。

主体	佐賀市環境基本条例に定めた役割
市民、 市民活動 団体	・環境の保全等上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。 ・環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。
事業者	・事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。
市	・環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

## 2. 推進体制

### (1) 市民・事業者・行政等の連携・協働体制

本計画に位置付けた施策や事業を計画的に進めるため、市民・事業者・行政等が連携し、協働で取り組んでいく体制を構築します。

2025年(令和7年)3月末時点における協働体制は、p.60に記載のとおりです。

### (2) 行政(市)内部の推進体制

本計画に基づく環境施策を計画的に実施するため、環境マネジメントシステムを運用することで、効果的に推進します。また、市役所も一事業者として、市民・事業者に率先して環境に配慮した活動を推進していくとともに、市役所内部で適切な推進体制を構築・維持します。

#### ○ 環境管理委員会

市長をトップとして、各部局長・支所長等で構成される管理組織です。この下に、各部局を実行組織として位置付けています。環境管理委員会では、本計画の推進やその他環境の保全・創造に関することについて審議し、本市が独自に構築した「佐賀市環境マネジメントシステム」の運用を管理します。

### (3) 行政(市)外部の推進体制

本計画における各環境施策の実施状況の評価や、環境行政の適正な推進のために助言や提言を行っていただきます。

#### ○ 環境審議会

佐賀市環境基本条例により設置された附属機関で、学識経験者、市民、専門家などから構成され、必要に応じて開催します。

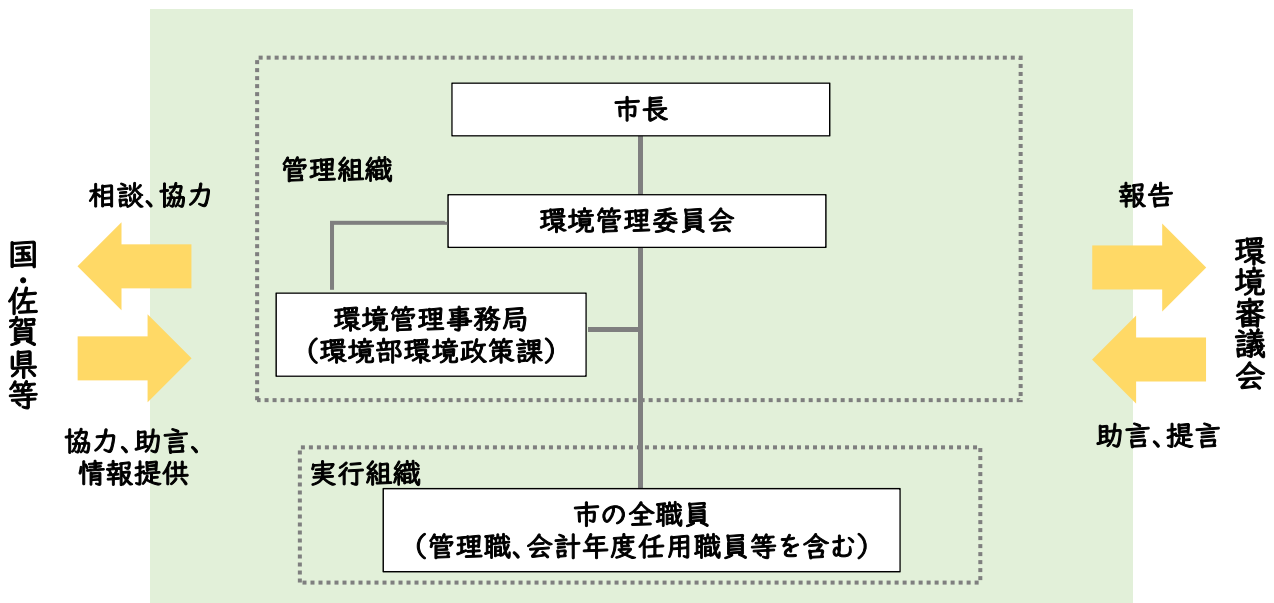
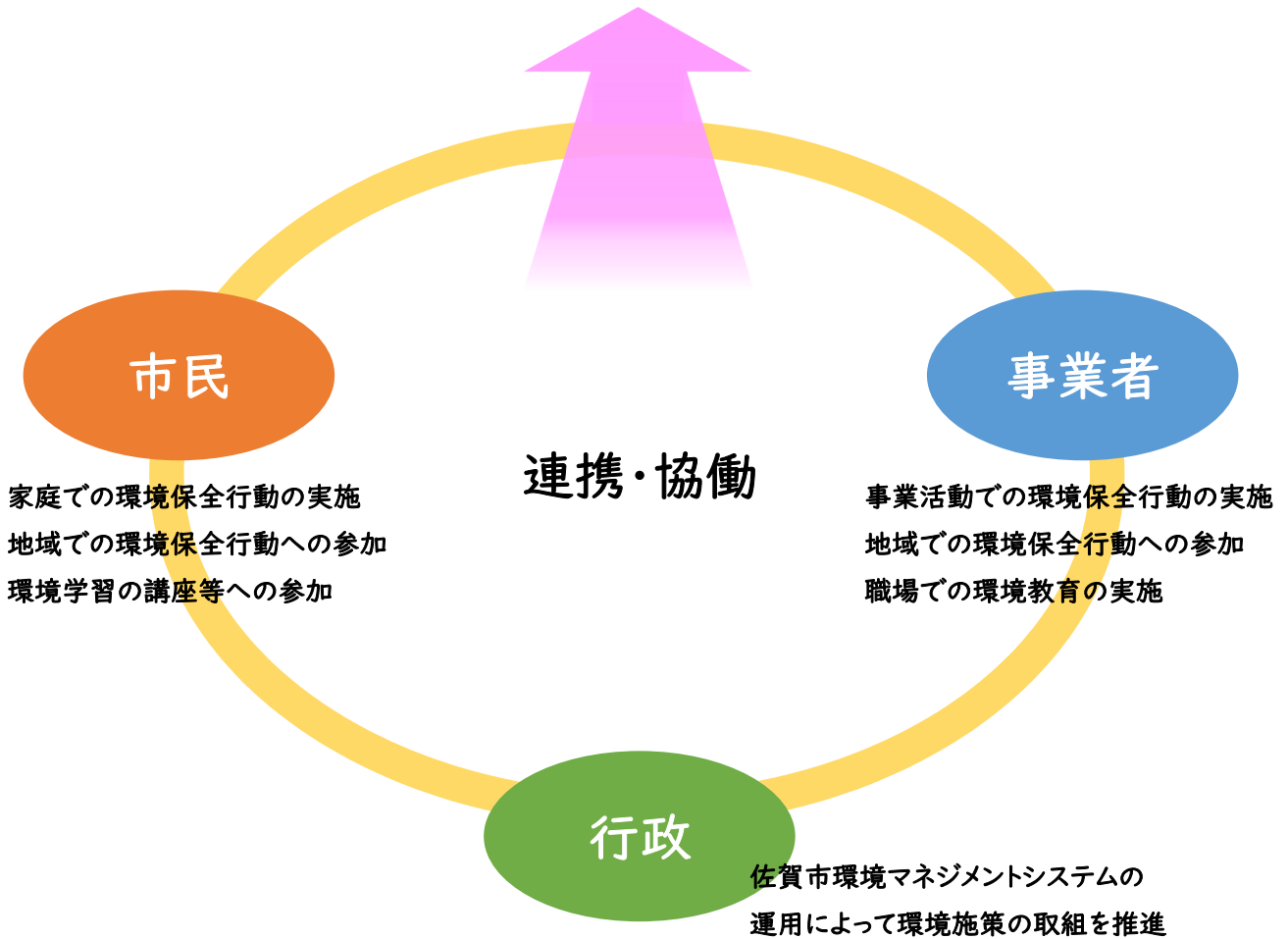
#### 佐賀市環境マネジメントシステム

本市は2002年(平成14年)3月にISO14001の認証を取得し、2010年度(平成22年度)からは、独自のシステムである「佐賀市環境マネジメントシステム」を運用しています。佐賀市環境マネジメントシステムでは、各部署が独自に環境負荷の削減目標を設定し、その達成に向けて取組を進めます。活動の実績については、毎年、環境審議会で報告するとともに、実績報告書を作成してホームページで公開しています。

佐賀市の環境将来像

みんなで創り育む トンボ舞う みどり豊かなまち さが

の実現



### 3. 進行管理

各施策の進捗管理を適正に行うために、本計画に基づく施策や事業について PDCA サイクル活用による進行管理を行います。「計画(Plan)」→「実施と運用(Do)」→「点検と評価(Check)」→「見直し(Action)」の手順に沿って計画を推進します。

### 4. 公表制度

本市では、佐賀市環境基本条例に基づき、「環境の状況」や「環境の保全等に関する取組」を掲載した「佐賀市環境報告書(e-ガイド)」を 1999 年度(平成11年度)から毎年作成し、ホームページ等で公開を行っています。

